
平成21年第3回南丹市議会9月定例会会議録（第2日）

平成21年9月8日（火曜日）

議事日程（第2号）

平成21年9月8日 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（25名）

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 為 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 高 橋 芳 治
23番 八 木 眞	24番 村 田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉 田 繁 治		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	局長 補 佐	森 雅 克
主 任	西 田 紀 子	主 任	安 木 裕 一 郎

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	岸 上 吉 治
教 育 長	牧 野 修	参 与	國 府 正 典
参 与	浅 野 敏 昭	参 与	中 島 三 夫
総合政策担当部長 兼総合政策室長	大 野 光 博	総 務 部 長	松 田 清 孝
企画管理部長	上 原 文 和	市 民 部 長	西 村 良 平

福祉部長 兼福祉事務所長	永塚 則 昭	農林商工部長	神 田 衛
土木建築部長	山 内 明	上下水道部長	井 上 修 男
教育次長	東 野 裕 和	会計管理者	小 寺 貞 明

午前10時00分開議

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（吉田 繁治君） それでは、日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

9番、小中昭議員の発言を許します。

小中議員。

○議員（9番 小中 昭君） 皆さん、おはようございます。議席番号9番、南風会所属の小中昭でございます。議長の許可を得ましたので、今議会、一般質問のトップバッターとして通告にしたがいまして、災害時における通信の確保について、生産森林組合の今後の指導育成について、地域マネジメント法人について、市の管理する公園や幼稚園・保育園・小学校にある遊具の点検について、以上、4点質問させていただきます。

今年も異常な気象で、自然災害が多発した夏でございました。7月21日には山口県で、24日には九州北部で、さらに翌25日には、広島県東広島で過去最高の24時間積算雨量を更新するなど、各地で記録的な集中豪雨がございました。さらに8月9日から10日未明にかけ、台風9号の影響により西日本は、大雨に見舞われ、兵庫県佐用町では、9日午後8時からの1時間降水量が観測史上最大の89mmに達し、佐用川の増水により、死亡者や行方不明者が多数出ました。また、896棟の家屋が全半壊するなど、甚大な被害が発生いたしました。さらに8月11日には、駿河湾を震源とするマグニチュード6.5、震度6弱の地震が発生し、死者1名、負傷者237名、一般住宅の半壊・一部損壊6,842棟、また、高速道路の路肩の決壊などの被害があったことは、記憶に新しいところでございます。それぞれ被害に遭われました皆様に、心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。

それでは、質問に入ります。まず、災害時における通信の確保について、お伺いをいたします。

9月1日は、防災の日、また、防災週間ということで防災に関する様々な取り組みが全国各地で取り組まれておりました。9月5日には、平成21年度京都府総合防災訓練が京都府立丹波自然運動公園において、府内の消防署・消防団・警察など多くの関係機関、新聞報道によりますと、930人の参加で開催をされました。本市でも、今年の11月に南丹市総合防災訓練を開催、さらに広報なんたんの昨年、6、7月号では特集で、災害からまちを守ると題し、自助、共助、公助に分けて詳しく災害について、8ページもの特集を生まれ、市民向けに発信しておられました。また、本年は、ハザードマップも完成し、市内全戸配布をされており、防災についての意識向上に努められております。そこで災害時における通信についてであります。本市では、防災行政無線の整備が着々と進められており、本年は、美山地域での工事が進められており、完成が待たれているところでございます。防災行政無線は、携帯電話の基地局の倒壊などによる公衆通信網が遮断された場合でも使用できるようになっているとありますが、実際は、どうでしょうか。2004年10月23日に発生いたしました新潟県中越地震で被災された、当時の山古志村の村長でありました衆議院議員の長島忠義先生の講演を聞く機会があり、興味深く、また、災害発生時の生々しい様子を伺いました。また、先生の書かれた本も読ませていただきましたが、その中でそのような大災害時には、電気、水道、道路などのライフラインは当然のこと、携帯電話の基地局の倒壊で携帯電話は不通、さらに行政防災無線の基地局さえも倒壊し、通信が遮断されたようであります。仮に防災行政無線が機能していても、あくまでも一方通行であります。被災地の災害状況を役所が把握するのに、かなりの時間を要したそうであります。災害状況の把握が遅れることにより、救助、救援が遅れることとなります。災害発生時の協定については、本市でも合併後に、京都市、京都中部広域消防組合、また、府内全自治体との総合応援協定をはじめ、昨年には、社団法人京都府LPガス協会南丹船井支部、近畿コココーラボトリング株式会社、南丹市管工事協会、南丹市建設協会の皆様と協定を結ばれ、昨年の防災訓練では、同時に訓練がなされており、非常に意義深いものがございました。災害時の通信連絡の確保について私は、アマチュア無線に着目してみました。アマチュア無線クラブの災害時などにおける協定について調べてみますと、東京や横浜のような大都市の区をはじめ、全国各地の市町村でも、アマチュア無線の愛好家で結成されているクラブとの協定が結ばれている自治体がたくさんございます。先日の京都府総合防災訓練でも通信訓練の名目で、社団法人日本アマチュア無線連盟京都府支部が災害応援協定に基づく活動に、ボランティア登録されている会員をもって実施されておりました。アマチュア無線は電気などのライフラインが寸断されていても、自動車のバッテリーなどで通信が可能であります。アマチュア無線を有効に活用することにより、災害状況の早期、または、的確な把握が可能になります。アマチュア無線クラブの活動は、すでに現在、毎年開催されております日吉ダムマラソンや美山で開催されている自転車ロードレースの各大会で、大会本部と各関門所の連絡など、活躍いただいて、大会に大変なご協力を願っております。

本来、このような協定は相手方からの申し出により、結ばれるのが本来の姿かも知れませんが、行政側から相手方に協力をお願いしていくことも必要ではないかと考えますが、アマチュア無線クラブとの災害時における協定について、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、生産森林組合の今後の指導育成について、お伺いいたします。

生産森林組合は現在、園部地域で16、八木地域で4、日吉地域で3、美山地域で9、組織されております。早いところでは、園部町域で昭和29年に組織化されております。本市の森林面積はご案内のように543km²であり、総面積の88%が山を占めており、まさに森林のまちでございます。本市の基幹産業であります林業は、長引く木材価格の低迷や少子高齢化による後継者不足もあり、山に人が入らなくなり、森林の放置や荒廃が進んでおります。さらに、松くい虫による松枯れの被害や、最近では、カシノナガキクイムシによるナラ類の立ち枯れ被害が多く出ております。また、杉や檜の植林地では、鹿に葉を食べられたり、また、熊や鹿に樹皮をはがされたりと、獣害も多く発生しております。さらに、これに追い討ちをかけるように、16年10月の台風23号での地滑りや倒木、さらにまた、本年1月10日からの異常な大雪による倒木など、甚大な被害をもたらした自然災害も発生しており、いまや森林は危機的な状況にあります。生産森林組合は、木材の収入がないことに追い討ちをかけるように、唯一の収入源であった松茸は、先ほど申し上げましたように、松くい虫による松枯れの拡大などにより、松茸の収量が以前に比べると激減しております。比較的に裕福な生産森林組合もあるようですが、私の知っている範囲の生産森林組合の経営状況は、ほとんど収入がないのにもかかわらず、毎年の府や市への法人税の支払いに苦慮しているのが実際であり、組合経営は、大変厳しく、組合の存続すら危ぶまれるような状況でございます。このような状況から、生産森林組合を解散して、地縁団体にする動きがあり、実際に園部町域で解散された組合がございます。この組合の当時の組合長さんが解散し、地縁団体にするまでの事務的な手順などについて、昨年、京丹波町で勉強会が開催されまして、私も参加をいたしました。非常に難しいものでございました。現在、解散に向けて取り組まれている組合もあるように伺っておりますが、事務的な作業などがかなり煩雑であることなどから、なかなか解散に至る組合は、少ないようであります。そこで地縁団体の移行手続きの助言や手助けを行政としてできないものか、お伺いをいたします。

また、今後の林業の状況が好転することを期待しますと、今、解散せずにいることも大事なことではないかと考えます。そこで伺いいたしますが、このような組合の経営状況でありますので、法人税の減免措置などは、できないものでしょうか。

以上、2点、市長のご所見をお伺いをいたします。

次に、地域マネジメント法人について、お伺いいたします。

今、国では過疎高齢化地域の機能回復と地域や集落維持のため、地域マネジメント法人の立ち上げ、育成支援を検討している、このことが新聞報道されました。農水省が示

している地域マネジメント法人の考え方では、JAや農業生産法人、会社やNPO法人、一般社団法人など、法人形態は、問わずに、小学校区程度の複数の集落で1法人を形成することを標準に想定し、集落機能維持の生活支援サービスや環境保全活動などへの支援を検討しております。また、中山間地等直接支払制度の見直しと、農地・水・環境保全向上対策に加え、新たな直接的な支援を行うことで、農山漁村の活性に欠かせない所得、就業機会の確保、地域コミュニティの維持、環境保全を下支えするのがねらいであります。この法人は、地域で生活支援サービスや環境保全活動など、国などの公的機関が認定・支援し、農山漁村活性化につなげる、これを農水省は2010年度の予算の概算要求の目玉にするとありました。そこで、この法人ですが、現在、美山町にある旧JAの支所跡を活用して、住民出資による営利目的だけでなく、地域内の福祉活動、農地の保全や農業振興、さらには、都市交流事業などに取り組みられている地域活動を支援する有限会社が、各小学校区ごとに存在しており、地域にはなくてはならない形で努力していただいております。これらのことに取り組みられている美山地域の有限会社は、まさに農水省が示している地域マネジメント法人そのものでございます。この法人が振興会と表裏一体の活動を展開することにより、地域の再生や高齢者が安心して暮らせる地域づくりとなると考えます。農水省は、8月31日、2010年度農林水産予算の概算要求を外務省に提出いたしました。今回の衆議院選挙で圧勝、与党となった民主党は、新政権下で概算要求を抜本的に見直す方針を表明しており、今後の予算の内容は、もちろん、編成のありけさも変わることが予想されますが、国や府の取り組みにより、市がそのことを評価し、財政支援を含め、行政支援を行うことが肝要であると考えますが、現時点での市長のご所見をお伺いいたします。

次に、市の管理する公園や幼稚園・保育園・小学校にある遊具の点検について、お伺いいたします。

老朽化した遊具や間違った利用などによる遊具の事故は、各地で発生しているようですけれども、遊具による事故量を見ても、事故があれば、かなりの大怪我をされていることがたくさんございます。子どもたちのこのような事故を未然に防ぐために、市が管理する公園の遊具や保育園・幼稚園・小学校などに設置されている遊具の点検については、どのぐらいの頻度で点検がなされているのか。また、その点検は職員が行っているのか、専門業者に委託されているのか、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

○議長（吉田 繁治君） 小中議員の質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 皆さん、おはようございます。それでは早速でございますが、小中議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目に、災害発生時における協定につきましてご質問をいただきました。

ご質問でも触れられていただきましたように、去る9月5日に、丹波自然運動公園におきまして、京都府総合防災訓練を実施いただきました。南丹市からも多くの皆様方、

諸団体をはじめとする皆様方にも積極的なご参加を賜る中で、初期の目的が達成できたものと大変ありがたく存じております。また、市におきましても、昨年の市の防災訓練、また、様々な広報を通じまして、市民の皆様方の安心・安全の確保、また、防災に対する取り組み、これを進めておるところでございます。こういった中で、今、ご質問にございましたように、南丹市観光事業協会、また、南丹市建設業協会の皆様方との協定を結ばせていただいております。それぞれのご関係の皆様方のご理解に対しまして、心から感謝いたしておるところでございます。こうした中で、アマチュア無線の関係につきましては、アマチュア無線の愛好者の皆様方が市内で実施されております、各種の事業にも積極的なご参加をいただく中で、ご活動をいただいておりますということは、大変ありがたく存じておりますし、また、こういった中で、この災害時における支援策として、アマチュア無線の重要性というのは大変大きいものがあるというふうに、私も認識をいたしております。現在、京都府において、社団法人日本アマチュア無線連盟京都支部と協定を結ばれております。有事の際の情報通信活動の支援策として連携をされておるところでございます。また、本市におきまして、仮に災害が発生した場合には、京都府への支援要請により、この団体からのご支援を受けられることになっております。こういった中で、私どももアマチュア無線の皆様方とも連携を組まなければならないと思っておりますけれども、実は5日の日に午前中、防災訓練がございまして、そのあと、南丹市におきましても、国際交流会館における講演会、そして、各種団体の皆さん方にご協力をいただく中で展示をしていただきました。そういった際にも救助犬のことにつきまして団体の方からも、やはりより有効な活用方法についても、各自治体においても検討されるべきじゃないかというふうなご助言もいただきました。ただいま、小中議員からご指摘をいただきましたアマチュア無線クラブの皆さん方の考え方、また、こういった救助犬の皆さん方の考え方も十分踏まえる中で、これからも南丹市における防災体制の確立のために、さらに努力をしていかなければならないと思っておりますので、それぞれのご関係の皆様方より一層のご理解や、また、ご協力を賜りますことをお願いをいたす次第でございます。

次に、生産森林組合の課題につきまして、ご質問をいただいております。

ご質問にもいただいております京都府知事の認可を受けており、法人登録をされておられます生産森林組合が南丹市内には、32組合ございます。この多くは、昭和41年に制定されました入会林野等近代化法によりまして、権利関係の整備等から設立されたものというふうに承知いたしております。昭和30年前後に約6組合、昭和47年から59年までに25組合、また、平成11年に1組合というふうに設立されております。ご質問の中でもございましたように、この設立当時と比較しますと、木材価格というのは、大体5分の1から7分の1まで、今、下がっておるという中で、また、野生鳥獣の問題、また、松茸の激減というふうな状況の中で、この組合経営というのは、大変困難な状況であるというふうなことは、十分認識をいたしておるところでございます。た

だいまご指摘のございました法人税、固定資産税というのが大変負担になっているということも認識をいたしておるわけでございますけれども、今、この現行の税法上の問題から申しますと、この課税を免除するというのは、やっぱり大変困難な状況であるというふうなことでございます。こういった中で先ほどご質問にございましたように、平成19年に1組合が地縁団体へ移行されております。ご質問にもございましたが、平成20年の10月に、この生産森林組合の皆さん方を対象に、京都府におきまして勉強会を開催いただきまして、今後の地縁団体への移行ということにつきましての説明会と申しますか、勉強会をしていただきました。こういった中で解散後の権利問題、また、清算所得にかかる法人税等の問題、それぞれ簡単ではない課題がたくさんあるということでございますけれども、市といたしましても、こういった実態に十分に対応していくためには、やはりこの種々の方策、すなわち地縁団体が望ましいと組合さんが判断されましたら、その設立に向けての助言とか、お手伝いということは、当然させていただくのが私どもの責務だというふうに考えております。それぞれ困難な中で組合運営にご尽力いただいております皆様方、これはもう、まさに地域の振興につきましての大きな核でもございますので、十分それぞれ課題につきましては、ご相談をさせていただき、お手伝いをさせていただきたく存じておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、地域マネジメント法人という、これの育成支援ということが農林水産省のほうで打ち出されました。農山漁村集落が担ってきた生活面、生産面等の機能を維持・再生し、定住及び活性化に資するための法人、ふるさと元気法人という名称をつけて、育成するための支援であるというようなことで、平成22年度の概算要求に盛り込まれておるというふうに承知いたしております。具体的にご質問の中でもございましたように、複数集落での範囲として、地域社会を維持する活動を担う地域マネジメント法人の立ち上げを国が直接支援すると。そのための自己資本充実のための出資支援、また、集落が支え合う体制づくりの支援ということを対象にさせていただいております。特に、美山町におきまして、先般、農林水産省の農村振興局の幹部の皆さん方が、二度にわたりましてお越しいただきました。こういった中で住民出資の有限会社、そして、また、振興会の調査をしていただきましたし、また、それぞれのご関係の皆さん方からの意見もお伺いをしていただくことができました。まさに、このマネジメント法人の立ち上げという段階の中で、この南丹市における実態も調査いただいたということは、大変ありがたく存じております。こういった中で、このような組織がモデル的な取り組みとして、とらまえていただいておりますという認識をいたしておりますので、今後、今、既存の法人等を基本にして、この制度を活用できるものがあれば、十分に活用していきたいというふうに考えておりますし、また、必要に応じて、その辺の情報収集も含めて、積極的な取り組みをしていきたいというふうに考えております。ご質問の中でもございましたように、この地域マネジメント法人というのは、5年間にわたる施策でもあります。まさに一つの大きなチャンスであるというふうに私も認識いたしております。積極的な活用をして

いかなければならないというふうに考えておりますので、また、それぞれのご助言や、また、ご協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

次に、市の管理する公園における遊具の点検、もうこれは皆様方もご承知のとおり、遊具の問題につきましては、新聞紙上等でも大変安全管理というものが話題になっております。私どもの南丹市都市計画公園は、各居住区の憩いの場所となる街区公園18カ所を含めて、23カ所の公園を、都市計画決定をいたしております。現在、18カ所の公園を供用開始しており、そのうち遊具を設置してある公園は14カ所でございます。遊具の点検につきましては、市の職員が3カ月ごとに点検表に基づきまして、巡回点検を行っておりますし、もちろん支障がある場合には、早期に修繕等行っておる現状でございます。学校が、また、長期の休みになります夏休みにおきましては、見回りの強化の図っております。当然、点検の結果、危険と判断した遊具は、使用停止をしておりますし、また、専門業者に再度点検確認いただき、修繕、撤去なども行っておるのが実情でございます。小学校等の遊具につきましてはの点検等につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 皆さん、おはようございます。小中議員の遊具の点検について、お答えをいたします。

幼・保・小学校に設置されている遊具の安全点検につきましては、専門業者に委託し、年1回実施をしているところであります。この安全点検で不良箇所の指摘があった遊具については、修繕及び撤去を行っているところであります。また、毎月、職員、教職員による目視による点検を行い、安全確保に努めていることを申し上げて、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 小中議員。

○議員（9番 小中 昭君） ありがとうございます。アマチュア無線クラブとの協定につきましては、市長もご理解をいただいておりますので、ぜひともですね、早い時期にですね、協定を結んでいただくようお願いしたいと思います。私も20数年間、このアマチュア無線に関わっておりますし、また職員の中にも、こういった有資格者がおられると思いますので、支所や、また本庁、それから災害の現場との連絡あたりもスムーズに相互通信ができますので、早い段階での設立ができればと思っております。

生産森林組合につきましては、減免については、無理なことは十分承知しておりますけれども、解散なり、また、次の団体への移行手続き、非常に煩雑なものがございますので、ぜひともですね、森林組合や市のあたりとタイアップしていただいて、ご相談があればあたっていただきたいと思っておりますので、これもよろしく願いしておきたいと思っております。

それから、マネジメント法人の関係でございますけれども、本当にこの美山町におきます有限会社につきましては、設立当時から住民なり、また、集落が出資して、本当に地域に根ざした存在の有限会社でございますので、まさに国が言ってるのと、まったく同じでございますので、新たに法人を立ち上げるのではなくですね、今、先ほど市長もおっしゃいましたように、既存する法人をうまく活用してですね、この国の方針にのって進めていただけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

遊具の関係につきましても、定期的に行われるということで確認をいたしました。

それぞれ理解をいただいておりますようですので、ご答弁は、結構でございます。ありがとうございました。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、小中議員の質問を終わります。

次に11番、川勝儀昭議員の質問を許します。

○議員（11番 川勝 儀昭君） 議席番号11番、活緑クラブの川勝儀昭でございます。議長の許可をいただきましたので、ただいまより私の一般質問に入ります。

今回は、3点質問をいたしますが、まず1点目に行政組織について、お伺いいたします。

18年の4町合併以降、もうすぐ4年が経過いたしますが、この間、合併して良かったのか、どうなのか、様々な意見を私なりに聞いてまいりました。合併協議の中では、スケールメリットを活かしたまちづくりや、合併特例の交付税の増額によるまちづくりの推進等々、それなりに市民は、希望をもって新生南丹市に期待をしておりました。しかし、今、聞かれる市民の声は、まったく逆のご意見がほとんどであります。後継者不足や京野菜等の特産品の伸び悩みなどによる農林業の施策の行き詰まり、公共工事の減少による土木建築業の大幅な減退、少子高齢化と人口減少と定住促進不足等による賑わいをなくした商店街、福祉施策の充実不足など、様々なご意見をいただきます。こういった住民サービスの低下につながる一つとして、総合支所としての位置づけの堅持と12月末をもって任期切れとなる、重要な役割を担われてこられた各参与の引退後の支所の体制について、お伺いいたします。

19年7月に合併協議に反する大幅な組織再編が実施され、支所職員は、半減されました。以降、組織再編による住民サービスの低下の現状をどのように市長は、認識されているのか、あわせてお伺いいたします。

この件は、本年3月議会においても同様の質問をいたしました。その中で支所長を部長級にし、本庁・支所間の連携を強めるという提案もさせていただきました。また、参与の任期延長ということも考えられます。3月議会において、総合支所としての機能を守っていくという理念に立ち、十分な検討を進めているという市長答弁でありましたので、6カ月経過し、また、残り3カ月余りとなった今議会において、その検討結果について、再度お伺いいたします。

続いての質問でございますが、大変申し訳ございませんが、通告が間違っておりますし

たので、佐々木市長にご答弁をいただきたいと思います。

次に、まちづくりの推進について、お伺いいたします。

今まで同僚議員も含め、強く要望等をしてまいりましたが、南丹市の玄関口である八木駅舎の改築と周辺整備についてであります。政府の経済危機対策の一環として、ようやく駅舎改築の調査費600万円が7月臨時議会において補正計上されました。今後、どのようなビジョンをもって、これにあたられるのか、お伺いいたします。

老朽化した八木駅舎は、蒸気機関車の走る頃から改築もされず、踊り場のない急な細い階段と、ホームにも雨よけの屋根も少なく、法改正による23年までの駅のバリアフリー化には、該当せずとも、早急な対応が必要であります。高齢者や妊婦や障害者の方々は、片手に荷物を持ち、また、片手に小さな子どもを携え、手すりをもって危険な階段を昇り降りされている現状であります。駅舎改築には、八木駅西地区区画整理事業との関連もあります。同時に、八木駅東側の周辺整備との関わりも出てまいります。また、市道八木中央線との連結や公立南丹病院への通院者の利便性も確保しなければならないと考えます。今後、JRとの協議や財源措置等も考えていかなければなりません。また、財源措置においては、八木駅舎改築のための基金も造成する必要も考えられます。以上のことを踏まえ、事業実施に向け、周辺整備や今後の推進スケジュール、また、財源措置等について、佐々木市長のビジョンや考え方について、具体的にお伺いいたします。

最後に、入札制度における契約規則について、お伺いいたします。

防災行政無線の美山エリア設置工事における入札において、結果的に1社入札となり、予定価格の公表により、多額の工事費を負担することとなり、結果的には99.67%という高落札率となりました。この契約内容の是非については、同僚の松尾議員からの指摘のとおりであります。理事者からは、今回の契約については、正当な契約であるとの認識であります。公平、公正と競争性の原則から、入札を実施しなければならないという観点に立ち、今回のような1社入札となった場合は、電子入札か否か、また、一般競争か、指名競争かにかかわらず、入札不成立となるよう契約規則の変更が必要ではないかと考えます。市長の所見をお伺いいたします。

以上であります。

○議長（吉田 繁治君） 川勝議員の質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、川勝儀昭議員のご質問にお答えいたします。

総合支所のあり方につきましてのご質問をいただきました。

合併以降、3年半以上が経過する中で、今、合併して良かったと思っただけのようなまちづくり、まさに課題なわけですが、様々な困難の状況の中で大変課題も多いことも事実でございます。こういった中で、南丹市におけるそれぞれの支所、この中で、大変人員削減等も行う中で、効率的な、また、住民サービスの低下を来たさな

いような行政の推進、これが大きな課題でありまして、こういった中で職員の皆様方、大変な大きな課題の中でも、努力をいただいておりますというふうに感じております。こういった中で今日の今日の議会でのご質問をいただいておりますけれども、私は、それぞれ困難な状況の中で、住民サービスの低下を来さない、この行政サービス、これを実施いたしておるといふに、自負をいたしておるところでございますけれども、各支所における人員、これは本庁との連携をさらに強める中で行政を推進していく。このことによって、住民サービスのさらなる向上を図っていく、このことが私どもに課せられた責務であるというふうに考えております。こういった中で、それぞれの支所長を兼務いただきました参与さん、それぞれ合併直後のこの4年間、それぞれの立場におきましてのご尽力を賜っております、合併協議における参与というお立場を設置いただきました。この効果と申しますか、この設置というのは、大変有意義であったというふうに考えておりますし、今、大変なご活躍をいただいておりますというふうに認識をいたしております。しかしながら、こういった中で参与さんの任期というものは、4年以内というふうな形で合併協議が進められておりますので、本年12月で任期満了になるということになっております。こういった中で、ご退任をいただくわけでございますけれども、今後、来年1月以降も本庁・支所、この連携をさらに強める中での支所における総合支所方式、これを継続し、さらに住民サービスの向上に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。この組織のあり方、今後の支所の役職等のあり方につきましては、今、検討を続けておるところでございます。こういった中で、先ほど申しましたように、本庁、支所の連携をさらに強め、総合支所方式としての継続を行う中で、住民サービスの向上につながるような組織づくりということを検討課題といたしておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、JR八木駅舎の改築等の問題につきましてのご質問をいただきました。

7月の臨時議会において補正計上いたしまして、ご可決をいただきました八木駅舎等整備計画調査業務につきましては、この結果を基本といたしまして、事業内容を十分に精査するとともに、今年度策定を予定しております都市再生整備計画も踏まえた上で、ビジョンを検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。ご指摘をいただきましたように、この八木駅舎の整備という課題につきましては、南丹市総合振興計画にも記載いたしておりますとおり、南丹市における大きな事業として位置づけております。また、駅周辺整備という問題もご質問の中でもいただきましたが、これとともに進捗できるような体制で取り組んでいかなければならないと思っております。こういった中で、駅舎の改築、バリアフリー化の問題につきましては、私どもも今日までJR西日本さんに、再三にわたり強い要望を続けておるところでございます。また、この駅舎というのは、西日本さんの、JRさんの持ち物でもございます。こういった中で、十分にこの改築にもつながるような形の中で、駅周辺整備とともに進められますように、この辺の計画を推進するための整備計画調査業務を補正計上させていただいたところで

ございます。スムーズにこの事業が進みますように、今後とも努力をしていきたいと思っておりますし、この財源の問題につきましても、こういうことも踏まえながら検討をしなければならない、いうふうに考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、入札についてのご質問をいただきました。

1 社入札の不成立の扱いにつきましてのご質問でございますが、私は、一般競争入札において、1 社入札の一般的な考え方として、入札者が1 社でありましても、競争性は、十分確保されており、有効であるというふうに考えております。そういった中で、国におきましても、公共工事の入札及び契約手続きの改善等につきましては、最低制限価格の引き下げ、また、予定価格の事前公表の取り止め等について、地域の建設業の経営を取り巻く環境が厳しい状況にあることにかんがみ、適切に対応すること、というふうな要請もされておるところでございます。市の予定価格の事前公表につきましては、平成20年4月より、市の建設事業執行審議会の答申を受け、実施しております。また、予定価格を探るなど不正行為、また、情報漏洩等が防止できるという効果、電子入札における短時間での執行等を考え、今後も実施していくことと考えておりますけれども、弊害が生じる場合におきましては、南丹市建設事業等執行審議会にお諮りし、取り止めを含めて適切な対応をしていかなければならない、というふうに考えております。

高落札率の問題につきましては、その案件の対応につきましては、談合の疑いがないかの調査を実施するとともに、内訳書の内容等調査の上、取り扱うことといたしておるところでございます。

入札制度の今後の改革といたしましては、一般競争入札の拡大、また電子入札の拡大、最低制限価格の引き上げ、さらには、予定価格の検証と合わせ、高落札率の取り扱いを検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。これは一般論として行政事務という、これももちろん入札も含めてでございますが、その時点で考えられる、また、努力して、できる限りのベストの状況の中で行うことが、私どもの責務であるというふうに考えております。また、こういった中で様々な課題等も生じるわけでございますので、よりベターなものに改善していくということは、私どもの責務であるというふうに考えておりますので、今後ともこういった視点に立って、より良きものを求めて、行政の構築をしていきたいというふうに考えておりますので、今後ともご理解や、また、ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

川勝議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） ご答弁を受けて、再度、質問をさせていただきます。

まず総合支所の関係であります。今、市長からも各参与の重要性、また、それぞれの支所においての大切な役割を担ってこられたということですが、今、市長もお

っしやられていたとおり、通常業務は、仮に参与制がなくなったとしても、こなせていけるかと思われませんが、やはり支所というのは、それぞれ課題が多く出てくるものであると思われまます。その中で、やはり支所長を設置されるにあたっては、それなりの職員、また、権限を持たせた中で、これから対応していかなければならないと思われまますし、先ほども申し上げましたけれども、3月議会において、前向きに検討中ということでありまして、6カ月待った中で、もうあと3カ月しかないということで、この話をもう一度出ささせていただいたわけでございませけれども、今まで検討されてきた経過ですね。もうこれ12月いうたら、すぐにやってくるわけでございませけれども、それをお伺いしております。検討結果が出ておるのであれば、今、お伺いをしたかったわけでございませけれども、今の答弁では、連携強化に努めて、まだ検討中であると。3月と同じ答弁内容であります。ですから、3月から今まで6カ月間どういう検討されてきて、どういうふうに来年から持っていくんだという検討経過で結構でございませるので、再度お伺いをいたします。

それと、駅舎の関係でございませけれども、検討委員会の結果を踏まえて、ビジョンを検討していくと。当然、総合振興計画も参考にした中で検討していくんだと、ビジョンを検討していく。私が申し上げたいのは、様々な今、提案もさせていただきましたが、市長としてのご意見、独自の、いわゆるまちづくりについてのご意見、ビジョンはないのかということをお伺いをいたしておりますので、それも、もう一度、質問させていただきます。

三つ目にですね、今の入札の関係であります。当然、自治体としての経費も落とすていかななくてはなりませんし、予定価格の事前公表というのは、今、市長もおっしゃられたとおり、いわゆる予定価格の漏洩の防止であったりだとか、談合等の防止等のためにとられてきた中で、予定価格の公表ということになっておろうと思われまますけれども、予定価格の公表の是非については、当然、今後、検討して、いい方向に持っていっていただければいいと思うのですけれども、私が申し上げておるのは、今回の入札の是非について、今、この美山エリアの関係であります。このことの是非について、私が今、質問をさせていただいたものではありません。いわゆる今後ですね、こういった1社入札に、結果的になった場合にですね、いい例が今回の防災行政無線であると思われまますけれども、いわゆる端数をとっただけの有効高落札率になったという事実があります。例えば、南丹市の契約規則33条の第1項には、これは競争入札の場合でありますけれども、いわゆる、なるべくという表現でありますけれども、5社以上を指名しなければならないという定義がされておりますけれども、これも当然、競争性があつた中で、公平・公正にされるべきということで定義がされておるものと思われまます。私が申し上げておるのは、一般競争入札であれ、指名競争入札であれ、今回も条件付きの一般競争入札であったようでありますけれども、結果的に1社になったということで、こういった落札率になったのだと思われまます。それをですね、今後の話で、今後の話、そういつ

た場合にこの規則変更が必要ではないのかということ、今、質問させていただいておるわけでありますので、今後、いわゆる規則の変更の検討がされるのか、されないのかということもお伺いをいたします。

併せてですね、今、高落札率の場合、談合等の疑いがないかということで調査云々というご答弁がありました。今回、これ1社で高落札率があったのですけれども、いわゆる今回、そういった調査がされたのか、どうなのか。当然1社でありますので、談合ということは、考えられないと思っておりますけれども、当然、結果的に高落札率であったということに関しての調査がなされたのか、なされていないのか。

また、今の建設事業執行審議会なり、指名委員会ですね、こういったあたりの言うなれば、高落札率となった結果について、調査なり、検討もされたのか、そこら辺りも併せてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは再質問にお答えをさせていただきます。

まず、来年1月以降の総合支所のあり方、このことにつきましては、本年3月議会でもご質問をいただいた中で、今、検討を続けておるという先ほどの答弁に申したとおりでございます。こういった中で、やはり一番大きな課題というのは、総合支所として、どのように存続をさせていくのか。また、そういった中での住民サービスの向上を果たす。こういった中での取り組みという中を組織面として、どう構築していくのかということが課題でございます。先ほどの答弁でも申しましたように、参与さんには、本年の12月でご退任されるということでございますので、こういった体制の中で、その役職も含めて、また、さらなる本庁との連携を強める、こういった中でのポストのあり方、こういうことにつきましても、今、検討を続けておるといのが現状でございます。当然、この1月になりましたら、スムーズな行政の執行、支所の運営をしていかなければならないということでございますので、今、その辺りも含めて、検討を続けておるとい現状でございますので、ご理解をいただきたい、このように思っております。

また、八木駅舎の改築の問題につきまして、市長としてのビジョンは、どうかということでもございましたが、私自身、先ほどの答弁で述べさせていただいたとおりでございます。当然、7月議会におきまして補正可決いただきました、この八木駅舎を含めました整備計画、この調査業務について十分に行う中で、今後の財源措置も含めた整備が、スムーズに進むような形の中で取り組んでいく。このために必要な業務を、今、調査しておく、このことの重要性にかんがみまして実施したところでございます。今後、都市再生整備計画、こういうことを踏まえた上で積極的な推進に努力をしていきたいと、このように考えておるところでございますので、ご理解を、また、ご協力を賜りますよう

お願いを申し上げます。

また、入札の問題につきまして、先ほど来、お話をさせていただいておりますとおり、当然、公平、公正、競争性、こういった原理の中で入札ということを執り行うわけでございます。こういった中で、ご指摘のいただきました1社入札、一般競争入札におきましては、十分その競争性も確保されており、有効であるというふうに考えております。先ほど申しましたように、今後の課題といたしまして、それぞれの改革の課題があるわけでございます。こういった中で十分な検討をしていく中で、先ほど申しました公平、公正、競争性、こういった原則を踏まえながら実施をしていけなければならない。そのためには、先ほど申しました、よりベターなものを構築するために、規則の変更ということも考慮していかなければならないことは、当然であるというふうに考えております。指名委員会等の取り扱いにつきましては、総務部長のほうからお答えをさせます。

○議長（吉田 繁治君） 松田総務部長。

○総務部長（松田 清孝君） 私からは、2点につきまして答弁をさせていただきたいというふうに思います。

高落札率となった調査についてということでございます。この関係につきましては、今日までのご質問等におきましても、ご答弁させていただいておりますけれども、入札に際しましては、内訳書を提出をさせていただきます。その内訳書を調査をいたしまして、落札というふうにしたところでございます。

それと、高落札率についての検討ということでございます。

この関係につきましては、南丹市におきましては、入札監視委員会というのを設置をさせていただいております。この内容で年に2回、前期、後期と、それぞれかわりました入札について、委員の中からその内容、科目を出していただいて、そこで検討をいただいておりますというのが現状でございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 川勝議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） 総合支所の関係でございますが、私も含めて、同僚議員もいろいろと意見を持っております。市民サービスの低下、これは人によって、いろいろ受け取り方が違うと思われれます。しかし、私が市民から聞くのは、第1質問で申し上げましたとおり、本当に住民サービスが事細かには申し上げませんが、低下をしておるという事実は、否めませんので、前向きな検討、総合支所としての位置づけを守っていただくように、よろしくをお願い申し上げます。この部分は、答弁は結構でございます。

次、八木駅舎の関係でございますが、結局、その検討委員会等も踏まえた中で、市長としてのビジョンをさせていただくということであろうと思いますが、一国一城の主でありますので、いわゆる南丹市の玄関口である南丹市、これは本当に大きな南丹市としても、八木町としても、大きな課題であると思われれます。やっぱりそれに対して、市長がどういうふうにより進んでいくのだ、周辺整備もどういうふうに進めていきたいの

か、調査費600万円あげた結果を見て、どれがいい、これがいいじゃなくて、やっぱり私は市長として、それなりの当然、骨格と申しますか、ビジョンは、持たれた中で、この600万円というのを積まれたことであろうとっておりましたので、本当に市長として、この八木駅周辺をどうするんだと。地元の意見も当然、聞かなくてはなりませんけれども、やっぱり市長として首長として、やはりそれなりの私は、考えが必要であると思いますし、その考えをもってまちづくりも推進していかなければならない、そのように思いますので、もう一度その点、ご答弁をいただきたいと思います。

あと、契約規則のことも含めて、入札の関係であります、変更も含めて、検討をしていくということですので、当然、今回の入札が有効であったという答弁でありますけれども、結果的に1社で、競争性が本当に働いていたのか。当然、今、競争性が働いていたというような答弁でありましたけれども、1社入札で、結果論かも知れませんが、この頃、確か電子入札ではない、集まられてやられた分だと思うのですが、電子入札。電子入札、第1質問で申しあげましたけれども、電子入札であろうがなかろうが、一般であろうが、競争であろうが、やっぱり競争性を働かせるというのは、やっぱり1社入札という中で、私は、働いてなかったんじゃないかなというふうに思いますので、その点も含めて、もう一度。

それと、先ほど申しあげましたけれども、指名競争入札、指名委員会の中です、当時は前副市長、仲村副市長だったかも知れませんが、事前にですね、こういうことが予想されなかったのか。また、そういった検討がですね、事前になされなかったのか、予想がつかなかったのか、その点についても最後であります、お伺いをお願いします。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） 八木駅周辺の課題につきまして、市長としてのビジョン。これは以前から私は、この議会におきましても申しあげておりますとおり、この駅舎だけの問題を取り出して、このことをできるわけではございませんし、また、八木駅の西口、ここで土地区画整理事業等につきましての住民の皆様方の積極的なお取り組みも、今、なされておるところでございます。また、南丹病院の新病棟も西口のほうに設置をされました。こういった中で、やはり整合性をもった中で、この駅舎の問題も検討していかなければならない。そして、旧八木町におきまして、それぞれの検討や、また、計画も進められてまいりました道路や河川の問題もでございます。これを整合性をもって、進めていく、このことが大変重要な事柄だというふうに考えております。こういった中で、やはり現時点において、このような計画をさらにスムーズに推進するためには、やはりこの計画につきましての見直しと調査につきましても、足りない分を、今、行っていかなければならないと。こういった中で、この結果を踏まえた上での事業内容についても、

精査をするとともに、今後、スムーズにこの計画が進めるようにやっていくことが、私どもの責務であるというふうに考えておりますし、そのことが市としての姿勢でございますし、私としての、市長としてのビジョンでございます。どうぞ、この部分、十分ご理解を賜る中で、この事業推進に対してもご理解や、また、ご協力を賜りますように、お願いを申し上げる次第でございます。

また、入札制度につきまして、先ほども申しておりますように、1社入札ということにつきましても、一般競争入札におきましては、十分競争性は、十分確保されておるといふ観点に立って、この入札を実施をいたしておるところでございます。こういった中で、今、ご意見がございましたけれども、私どもは、そのとき、でき得る限りの状況の中でベストなことをやっていく、このことが責務であるというふうに考えておりますし、よりベターなものを求めて改善していくことは、やぶさかでないし、もちろんこれが必要なことであるというふうに考えております。こういった中で、今後とも努力をいたしてまいり所存でございます。

また、指名委員会の件につきましては、総務部長のほうから答えさせます。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 松田総務部長。

○総務部長（松田 清孝君） 指名委員会の中で、1社入札についての予想がつかなかったかというご質問でございました。

指名委員会の関係につきましては、一般競争入札で実施するというのを、議論をしたところございまして、その時点では、予想はつかなかったというように認識をいたしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、川勝議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午前11時20分といたします。

午前11時05分休憩

.....
午前11時19分再開

○議長（吉田 繁治君） 休憩をとり、休憩前に引き続いて会議を続けます。

次に、3番、高野美好議員の発言を許します。

高野議員。

○議員（3番 高野 美好君） 日本共産党・住民協働市会議員団の高野美好でございます。議長の許可を得ましたので、選挙と財政について、2点質問を行います。

去る8月30日衆議院選挙が投開票され、自民・公明与党は惨敗を喫しました。この9月16日にも、民主党中心の新しい政権が誕生することになっております。日本共産党は、自公政権と対決をし、自公政権を退場させようと訴え続けてきただけに、有権者が下した、

この審判を、日本の政治にとって大きな前向きの第一歩として歓迎をしたいと思います。

日本共産党は、比例代表選挙で現有9議席を確保いたしました。選挙を通じて、建設的野党としての日本共産党の役割を訴えてきましたが、民主党中心の政権に対して、良いことには協力、消費税増税や憲法改悪など悪いことにはきっぱり反対、問題点は、質すという立場で、どんな問題でも国民の利益に立って積極的に働きかけ、現実政治を前に動かすために奮闘していきたいと考えております。この間、小泉内閣が強行してきた構造改革路線は、すべての分野で暮らしを、破壊をいたしました。使い捨ての不安定雇用が全労働者の3人に1人にまで広がり、年間収入が200万円にも満たない、働く貧困層が1,000万人を超え、人間は物ではない、若者から夢と希望を奪う社会でいいのかと、切実な声が沸き起こりました。また、社会保障予算を毎年2,200億円削減した結果、医療も、年金も介護も、深刻な危機にさらされ、医療難民、介護難民などと言われるような事態にまで広がってしまいました。さらに庶民には、高齢者控除の引き下げ等々で年間5兆円の増税を押し付けながら、大企業には法人税の引き下げ、大資産家には、証券優遇税制等により、年間7兆円もの行き過ぎた減税が実施されるなど、弱肉強食の政治が貧困と格差に追い討ちをかけました。こんなひどい政治は、もうごめんだという国民のごうごうたる声が自民・公明政権を退場させた原動力であったことは、疑う余地がありません。新しい政権は、この国民の声を的確にとらえ、それに応えていくことが求められております。すでに、自公政権の下で、4月に廃止された生活保護の母子家庭への加算復活や高校授業料無料化、無駄な公共事業として、二つのダム建設の見直しなど、前向きの変化がつくられてきていることは、評価できることであります。以上のことを踏まえ、以下、市長の見解をお聞きをいたします。

1点目に、今回の選挙で自公政権が大敗し、民主党中心の政権となります。南丹市を含む京都4区では、佐々木市長が熱烈応援された無所属候補は、落選、南丹市唯一の議席であった自民党現職も惨敗をいたしました。市長は、選挙結果をどう受け止められておりますか。今の心境について、お尋ねをいたします。

2点目に、有権者は、この間の弱肉強食、効率優先、官から民へと加速をされた新自由主義路線、構造改革路線を否定する結果を出しました。そのことによって、国の予算審議や法案審議はもとより、これまでの施策が見直され、地方自治体にも大きな影響を及ぼすものと考えられますが、選挙結果を受けて、行政執行のあり方を修正するお考えがあるのか、お伺いをいたします。

次に、今回の総選挙においては、期日前投票が大幅に増加をいたしました。南丹市においても、本庁と各支所に投票所が設けられましたが、各支所では、開始日が8月22日と本庁より4日遅れで開設をされました。なぜ、そのようなことになっているのか、まず理由を、ご説明をいただきたいと考えます。本来、有権者の選挙投票の公平性を保つためには、公職選挙法で定められているように、公示日の翌日から一斉に投票所を開設すべきだと考えますが、今後、行われる選挙では、変更する意思があるのかどうかについても、お

伺いをいたします。

もう1点、選挙に関わって質問をいたします。

今回の選挙から、管理職員の投開票事務手当が廃止をされたとお聞きをしましたが、そうであれば、まず、その理由をお聞かせをください。選挙事務は、選挙管理委員会の職員以外は、本務以外の業務であり、その職務に従事した場合、それに見合った手当を支給することは、行政管理者としての市長の当然の責務であるはずですが、管理職は、管理職手当を支給しているとのことで、選挙手当を支給しないとされているようですが、選挙事務は、管理権限の及ばない事務であり、手当を支給しないことは、違法性さえ疑われますが、市長のご所見をお伺いをいたします。

次に、平成20年度会計決算について質問をいたします。

平成20年度一般会計決算並びに10特別会計決算の認定議案が本議会に上程をされました。市長は、提案理由の説明で、経常収支比率は97.7%に、実質公債費比率は19.7%となり、昨年度よりもさらに悪化が進み、大変厳しい財政状況が続いていると説明をされました。しかし、その原因については、一言も触れられておりません。合併前には、合併しなければ各町の財政は、破綻をする。合併すれば黒字となり、その資金で生活環境の整備や住民サービスを充実させることができる。また、合併の最大メリットである合併特例債を活用して、道路や橋りょうなどの生活環境の整備を進めると、宣伝をされてまいりました。しかし、今や合併を推進してきた人たちの中からも、こんなはずではなかったとの声が聞かれるようになっております。美山町には、穴ぼこだらけの市道や幅員狭小で、しかも老朽化した橋りょうがたくさんございます。平成17年度から21年度までの南丹市過疎地域自立促進計画には、橋りょうの整備として、佐々里向條線（不老橋）、下上巻線（上巻橋）、鶴ヶ岡線（旭橋）、南北線（南大橋）、下吉田小学校（下吉田大橋）、芦生ハイノ線（須後橋）、田歌文教場橋（田歌大橋）、計7橋、総事業費10億円の改良が計画をされています。しかし、まだ改良計画は何ら示されておられません。そして、過疎法は、平成21年度をもって、一応失効することになっております。過疎債や合併特例債といえども借金なので、公債費縮減に努めるため、今後の活用は、しないとお考えなのか、それとも合併の最大メリットとして宣伝をしてきたので、積極的な活用を図るとお考えなのか、ご所見をお伺いをいたします。

同時に財政危機に陥っている原因を明らかにするとともに、合併に幻想を抱いてきた人たちを含む、全市民への謝罪と今後の財政立て直しへの決意を表明されるべきと考えますが、市長のご所見をお伺いをいたします。

最後に、もう1点お伺いをいたします。

去る7月28日に財団法人関西社会経済研究所が、平成18年度決算に基づく自治体の財政健全性に関する調査研究結果を発表し、新聞でも報道をされました。それによりますと、南丹市の財政の健全性の評価は、全国775市のうち、下位から5番目の771位。関西では、118市のうち118番目と最下位に評価をされております。すなわち南丹市

の財政運営は、関西一悪いと評価されたわけであります。この調査結果は、各自治体の建設事業や地方債などの収支を除外した基礎的な経常収支についての指標を明らかにしています。地方交付税を経常的収入として算定した経常収支では、南丹市は、関西で6番目と上位にランクされています。しかし地方交付税収入を除いた経常収支に住民一人当たりの地方税収と高齢者比率を考慮した財政評価では、先に述べたとおり、関西最下位となっているわけであります。地方税収は少ない、高齢者比率は高い、しかも、今後も税増収は見込めない、高齢者比率は、ますます高くなる南丹市は財政評価が下がるのは当たり前であります。評価を上げようと思えば、さらに住民サービスをカットするか、リストラをさらに推し進めるしか、手の打ちようがありません。地方交付税を無視した指標の算出方法にも疑問が残り、研究方法にも問題があり、一般の指標となるものではないと考えております。今議会に提案をされています決算監査報告の結びで、この調査結果について、その内容の分析と市民が理解できる説明の公表が必要であると、指摘をされておりますが、市として分析をされたのか、また、市民への公表をお考えなのか、市長のご所見をお願いをして、第1回目の質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 高野議員の質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、高野議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の中で、8月30日衆議院総選挙が実施されました。こういった中で、それぞれご質問の中でご意見も述べられたところでございます。私といたしまして、今回の結果をどのように考えておられるのか。当然、衆議院選挙における国民の民意、これがこの結果ということでございますので、この点につきまして、十分深く受け止めなければならない。当然、政権交代ということが現実的なものになったわけでございますので、今日までの政権と、また、新たなる政権の中で、それぞれの政策につきましても変更が生じてくる。これは、十分に認識をする。こういった中で市として、どのような対応をしていくのか。やはり市民の皆さん方の立場に立って、また、市のこれからの行政の推進の中で、対応していかなければならないというふうに、深く受け止めておるところでございますし、ただ、こういった中で地方自治というものは、私が申し上げるまでもなく、そこに住まわれる市民のための行政を推進するわけでございますし、私も与えられた任期の中で、この南丹市政の推進の中で、このことに十分踏まえながら、努力していかなければならないというふうに考えております。このことが政権交代によって変わるものではないというふうに考えております。こういった中で、それぞれの支援につきましても、国や府、それぞれ関係機関との連携を強める中で市政を進めていくことが、本旨であるというふうに考えております。今後とも、こういった姿勢に立って、努力をしたいというふうに考えておりますので、ご理解やご協力を賜りますように、お願いを申し上げます。

また、この選挙にあたりましての、期日前投票につきましてのご質問がございました。

期日前投票の開設時期等につきましては、選挙管理委員会における決定事項でございますので、選挙管理委員会からお伺いしております、お話になるわけでございますけれども、ご答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、この期日前投票ができる期間は、選挙によって異なり、市長、市議選は6日間、府議選は8日間、知事、参議院選は16日間、今回の衆議院選は、11日間でございます。平成18年の知事選挙におきましては、各期日前投票所とも16日間開設されましたが、前半の8日間は4カ所を平均して、1時間あたり一人に満たない投票数であったということでございます。期日前投票所は、1市町村あたり1カ所を設置すればよいということになっておるところでございますが、南丹市においては、合併により広域になったために、旧町ごとに期日前投票所を設置しておるところでございます。平成19年の参議院選挙からは、本庁を除く各支所の期日前投票所については、投票者数の少ない前半については、期間を短縮して実施しておるところでございます。また、支所で開設していない期間につきましても、本庁において投票ができることになっております。こういった現状でございますけれども、ただいまご指摘いただきましたご意見につきましては、選挙管理委員会の事務局長を通じまして、選挙管理委員会の皆様方にお伝えしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、この選挙事務にかかります管理職職員の選挙事務手当についてでございますけれども、正規の勤務時間外まで勤務をするために、超過勤務手当として支給されるのが本来でありまして、選挙執行経費の積算基準におきましても、超過勤務手当として積算をされておるところでございます。以前から、この会計検査の受検時におきましても、管理職に対する選挙事務手当の支給に対しては、問題があるというふうな指摘も受けております。本年3月議会におきまして、可決いただきました南丹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例におきましても、超過勤務手当の支給に関しまして、管理職には適用しないことを明確にいたしましたところでございます。そうしたことから、手当支給の代替措置として、取り入れる可能な範囲の対応として、管理職には、代休措置を講じ、9月末までに代休日を指定することにより、確実な取得を則しておるところでございます。いずれにいたしましても、現行条例におきましても、管理職への手当支給は、管理職手当に限られておるといのが現実でございますので、この条例に則した適切な対応ということの認識をいたしております。特に今、違法ではないかというようなお話までございましたが、私は、この条例に則した中で、法令の遵守、条例の遵守ということが私たちに課せられた責務であります。こういった中で、今回のこの措置につきましては、まさにその法令を遵守した中での対応であるというふうに、認識をいたしておりますので、ご理解を賜りますように、お願いを申し上げます。

次に、平成20年度決算につきましての状況につきましてご質問がございました。

大変厳しい自主財源の中で、地方交付税等を有効に活用しながら、様々なニーズに対

応していく。まさに市民の皆さん方にとって、より良き行政サービスを提供していく。また、合併して良かったと思っただけのようなまちづくりを目指していかなければならないということで、努力をいたしておるところでございます。しかしながら大変、現実には厳しいものがあるわけでございまして、高野議員さんがご指摘いただいた点、多々課題があるということは、認識をいたしております。こういった中で過疎債、合併特例債の取り扱い、今後どうしていくのか、当然、過疎債につきましては、今後どのような形になるのか、予断を許さない状況でございますけれども、合併特例債も含めまして、こういった様々な制度等につきましても、有効に活用する中で、積極的な活用を進めていかなければならないと思っております。しかしながら、やはり財政という問題が大きく横たわるわけでございます。とりわけ地方自治体に対する今の健全な財政の確保というのが、やはり一番大きな課題でもございます。この辺の整合性とも図りながら、努力をしていかなければならないと思っておりますし、より有効な債権の活用というのは、私どもも努力をしていかなければならないと思っております。

こういった中で、ご質問のございました関西社会経済研究所の自治体の財政健全化に関する調査結果の結果報告、これは、今、高野議員さんのご質問の中でも、それぞれご指摘をいただいたとおりであるというふうに考えております。当然、この中身につきましては、地方交付税を除外するという措置がとられております。また、普通建設事業費や、これらに充当した国府支出金等も除外されておる。こういった中で地域差のある地方税収や、また、高齢化率も考慮して経常的なサービスに行う経費について、予測したということになっておるわけでございますけれども、こういった中で、関西でワースト1というふうに公表されたわけでございますけれども、この分析途中における地方交付税を除外する前では、関西で6位という評価もいただいておりますし、この分析というのは、ちょっとこのまま、ご質問にもいただきましたけれども、このまま丸飲みするわけにはいかないというふうな結果報告だというふうに、認識をいたしておりますし、大変偏った分析ではないかというふうに思われます。とりわけ合併をいたしました、まちにおきましては、合併特例債により、地方交付税が加算されておるわけでございますので、これにより大きく影響を受けておるというふうに考えておるわけでございます。こういった中で、逆に2007年に月刊「現代」に掲載されました住みやすいまちづくりでは、近畿で1番となっておりますというふうな調査もあるわけでございます。こういった中で、やはり市民の皆さん方に、こういうふうな報道がされたということも踏まえまして、この内容につきましても、また説明をさせていただかなければならないということで、今、その内容の検討、また、手法につきましても検討を進めておるところでございます。しかしながら、いずれにいたしましても自主財源が少なく、また、面積の広い南丹市において、こういった中での行政評価等も積極的に実施する中で、財政運営の効率化を一層進めていくことは、大変重要な課題であるというふうに考えておるところでございます。こういった中で、今、様々な調査結果等も、続々と報告されて

おるわけでございますが、こういったことも、それぞれの調査の内容も十分検討する中で、市政の中でより良きものにするために、活かしていかなければならないというふうに、基本的には考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

高野議員。

○議員（3番 高野 美好君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初の選挙結果についてのご所見、予想したとおりの答弁であったわけでありませうども。政権が変わるということでもありますので、寄ってたたれるところは、少し変わるかと思ひますが、今の答弁ですと、まあまあ受身にですね、とらまえているという感じですが、今の日本の政治が大幅に変わろうとするわけでもありますから、地方自治体の長として市民の目線に立って、新政権へですね、受身ではなしに新しい施策を提言をするぐらいのですね、積極的な対応を、まずお願いをしておきたいと思ひます。

そこで一つだけですね、お聞きをしておきたいのですが、民主党のマニフェストではですね、後期高齢者医療制度については、廃止をしますと、こういうふうに出たわけております。すでに参議院では、廃止法案が可決をされておるわけですが、この制度の廃止についてはですね、どういふご見解をお持ちなのか、1点だけお聞きをしておきたいと思ひます。

次に、期日前投票です。

もちろん選挙管理委員会の決定ということではあると思ひます。南丹市域、非常に広うございますし、今度の選挙で示されましたように、自分たちが投票すれば政権が変わるといふ、非常に1票の重たさをですね、多くの有権者が感じ取ったわけでもありますから、有権者の少ない各市町もですね、公示日の翌日から投票日の前日までの期日前投票がですね、実施をできるように、ぜひとも、これは事務局長の裁量にかかっているのかどうかわかりませんが、お願いをしておきたいと思ひます。

それから、管理職の選挙事務の問題です。

会検の指摘があったとこのいふ話ですが、それでは会計検査員はそのことによつて、返還を求めるといふ決定を下した事例があるのか、ないのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。それから今回、全国的にやられておまして、多くのところで市の職員、町村の職員がかかわっていると考へられますが、京都府内の状況、また、近隣の市町村の状況について、把握をされているのかどうか、どういふふうな対応をされているのか、お聞きをしたいと思ひます。

それから、今回の措置については、条例に基づいて適法なですね、対応をしてきたといふふうには市長は、答弁をされましたが、本来この選挙事務といふのはですね、市の職員、また、市町村の職員が必ず携わらなければならない事務として、指定をされているのかどうかについて、お聞きをしたいと思ひます。

それから、最後に決算の状況です。確かに非常に厳しいと。起債も制限なりを受けてくるといふところにまでいっているわけですから、どんどん起債を借り上げて、進まないということは、もうはっきりしているというふうに考えますから、そういう状況を受けて、市としては、どうするんだと。住民には約束してきたことは、なかなかできませんと。こういうふうなことでいくのかどうかですね。それと、やっぱり事業の優先順位というのをしっかりとっていかないと、まずいのではないかなと。昨年も子育て支援策等ですね、住民サービスと言いますか、助成が切り下げられてきておりますけども、まだまだ見直さなければならない問題がたくさんあると思います。先ほど、質問にありました高落札の問題だとか、それから、私が再三指摘をしています誘致企業への奨励金の問題、こういうようなものをですね、しっかりとやっぱり整理をしていく。また、今回の土地区画整理事業の助成の問題なんかもですね、本当に優先順位としていいのかどうかというところを、しっかりと見定める努力が必要であるということ指摘をしておきたいと思います。

それから、研究所が出しました件ですけども、監査委員さんの意見書がですね、結びに書いてありますから、これ非常に重たい監査意見だと思うんです。私と市長の認識が一致をしたわけでありまして、それなら、それでしっかりとですね、公表することが必要であるというふうに考えますから、それについて、どうお考えなのか、お聞きをして、2回目の質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、政権交代に伴います、今、マニフェストの中で、後期高齢者医療制度につきまして、どうなのかと。現時点でマニフェストから、まだ政権も誕生いたしておりません。後期高齢者のマニフェストについては、廃止するというところだけでございます。どうされるのか、このことがまったく明確になっていない。この現状の中で、廃止ということだけがマニフェストでうたわれておる。私は、このことについては、大変無責任なことだと考えております。そして、また、今は、まだ政権ができてないわけでございますので、現時点において廃止されるかどうか、私の立場として、今、どうするのかということについては、申し上げるべき時点ではないと考えております。当然、この国全体の制度でもございますので、こういった中で、この後期高齢者医療制度をどういうふうに変えていくのかという明確なことが、今、これから論議をされる現状にあるというふうに認識しております。しかしながら現時点において、この現行、様々な論議があった中で、今、誕生し、そして運営されておる制度、このことを日々着実に業務に努めていくことが、私ども市役所の責務であるというふうに認識をいたしておるところでございます。

次に、選挙事務関係につきまして、選挙事務手当。

私の認識いたしておるところ、会計検査員からは、返還までは求められておりません。

しかしながら、先ほどの答弁でも申しましたように、積算基準におきましても、超過勤務手当として積算されておる。また一方、管理職職員については、超過勤務手当の支給に関しては、適用しないということをおきましても、この条例において、明確にさせていただいたわけでございます。こういった中で、やはり先ほどの答弁で申しましたように、法令を遵守する中で対応していくというのが、私どもの責務であるというふうに認識しております。他市の例につきましては、後ほど、担当部長のほうからお答えをさせます。

次に、関西社会経済研究所の財政の調査結果につきまして、先ほどご指摘いただきまして、ご答弁もさせていただきましたように、当然、市民の皆様方に誤解を生じさせてもいけません。この内容につきまして、当然、内容、手法等も含めて、そのご説明につきましての内容を、検討をいたしておるところでございますし、速やかにその検討結果につきまして、決定いたしまして、市民の皆様方に説明をさせていただきたい、このように考えておるところでございます。また、それぞれの財政運営上、それぞれの課題があるわけでございます。また、それぞれ、それまでの今日までの計画に根ざした中で、それぞれの施策の方向性についても、お示しをしておるわけでございますが、こういった中で、少ない財源の中で、これをいかに有効に使っていくのか、当然、優先順位のことも考えていかなければなりません。新しい年度に向かっての、この事業につきまして、それぞれ検討を続けていかなければならない、このように思っております。こういった中で、こういう視点に立って、十分な検討をする中での適正な、また、より効果的な財政運営に、また、事業実施に心掛けていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 松田総務部長。

○総務部長（松田 清孝君） 一つ目のご質問でございました管理職についての選挙手当の関係でございます。

京都府下の市町村の中におきましては、管理職を投開票事務に充てていないところもございまして、また、代休措置をしておるところもあるということで、まちまちでございます。

それと、選挙事務の職に対する義務があるのかどうかということでございまして、選挙管理委員会の規定があるところございまして、事務局の関係については、選挙管理委員長から任命をするということになっておりますし、今回の投開票事務の関係につきましては、選挙管理委員長から、それぞれの職員について委嘱をしておるのが実態でございます。なお、その他の関係につきましても、アルバイト等、投開票事務も充てておるところもございまして、きちっとした者についての位置づけはないというように考えておるところでございますが、委託事務等で市町村に来ておるところでございますので、そういった中での対応をしておるということで、理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 高野議員。

○議員（3番 高野 美好君） 最後、選挙の事務だけに限って、お聞きをしておきたいと思えます。

3月に決めたということですが、本年度の衆議院選挙にかかる当初予算をみますとですね、選挙の事務手当、時間外勤務手当ということで、1,800万円余りが計上されています。去年の参議院選挙の決算では、1,870万。ほぼ同額が計上されておりますが、今回の措置によりますと、管理職は、代休だということでもありますから、この予算は、全額執行ということにならないと思えますが、今回の衆議院選挙の経費は、ほとんど国からのお金なんですけども、余った金は、国に返上すると、こういうお考えなのかだけお聞きをして、質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 松田総務部長。

○総務部長（松田 清孝君） 管理職との関係につきましては、200万円程度、そういった手当の関係については、影響が出ておるといってございませぬ。まだ精算の段階ということになっておりました、これから、精算をうっていくところでございます。万が一、精算におきまして、委託金額との差が出た場合については、返還をしていくというように、認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、高野議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時10分といたします。

午前11時59分休憩

.....
午後1時09分再開

○議長（吉田 繁治君） それでは、休憩をとき、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、16番、外田誠議員の発言を許します。

外田議員。

○議員（16番 外田 誠君） 丹政クラブの外田誠でございます。議長のお許しを得ましたので、9月定例会での一般質問を行います。今回は、3点について質問をいたします。午前中の同僚議員との質問、重複の点もありますけれども、ご答弁のほうをよろしくお願ひ申し上げます。

まず、第45回衆議院総選挙についてであります。

小泉郵政解散とは、正反対の結果となり、民主党が308議席を得、自民党が結党後初めて第一党の座を明け渡し、下野することとなりました。予想どおり、あるいは予想外、それぞれの意見がありましようけれども、これが民意であります。そして、決して風によるものではありません。この結果は、必然であったと、私は考えております。

東西冷戦の終結、バブル経済の崩壊のその頃から、国民は、わが国は、変化をしていかなければならないことを自覚していたと思っております。小泉元首相が自民党をぶっ壊すとして、国民から高い支持を得たのは、わが国の政治システムを改革し、この閉塞感を打破し、新たな国の進むべき道を示してくれることを期待したからであります。しかし、小泉政治は、三位一体の改革、郵政民営化、市場万能主義的改革など、守るべきものを壊し、改めるべきものは、パフォーマンスに終わってしまいました。そして、地方の疲弊と格差拡大をもたらす結果となりました。また、小泉政治の総括もないまま、総理総裁がころころ代わり、政策の発言もぶれる、このことも国民の不信と不満を助長させました。このように自民党政治への不満が民主党への不安を上回った。このことが政権交代を生んだ源だと、私は、考えます。今後、政治システムは、大きく変わることが予想されます。政治家と官僚と関係団体、業界あるいは、天下り団体等でありませけれども、これらのトライアングルにメスを入れ、予算配分を見直していく。あるいは財源、権限、人材の地方への委譲、すなわち地方分権の促進、これらは、地方自治体にとって陳情型政治から自立の政治への転換を意味をいたします。市長はじめ幹部職員の資質向上が、今以上に求められると思います。国民が変化を望んだ選挙結果をどう総括されるのか。また、政権交代に地方自治体を預かる立場として、どう対応されるのか。市長にお尋ねをいたします。

次に、参与制度の廃止後の支所の体制についてであります。

合併協議において、激変緩和措置として導入された参与制度も、本年12月をもって廃止される予定であります。議会や地域住民からも特別職が多すぎる、人件費の無駄遣いである等々指摘があったことも事実であります。新市としての一体化と旧町の良さを残す緩やかな合併、言葉にすれば簡単、きれいではありますが、実務上は、相反することが多く、参与は、新市建設と住民要望との板ばさみになることも数多くあったと推測されます。今までのご苦勞に感謝を申し上げるところであります。財政状況も厳しく、参与制度を継続することは、困難であります。廃止後、支所の要望が通りにくくなるのではないかとの声も聞こえます。今後、支所の体制はどうなるのか、支所長の役職はどうなるのか、私自身は部長級でなければならないと考えておりますけれども、市長のお考えをお聞かせください。

最後に、新型インフルエンザ対策についてであります。

現在、すでに14万人が感染しているとの報道もあり、南丹市においても、園部付属中学校において学級閉鎖がされるなど、感染拡大が懸念されるところであります。厚労省は、国民の2割にあたる約2,500万人が発症し、ピーク時には、一日76万人が発症するとの推計を公表しております。そして、10月には、発症のピークを迎えるとも言われております。健康な方は、通常のインフルエンザの対応で治療可能とのことでもありますけれども、幼児や妊婦、他の病気をお持ちの方は、重症化する可能性が高いと言われております。治療薬タミフル、あるいはリベンザ等でもありますけれども、それは、

約5,000万人分の備蓄があるとされております。しかしながらワクチンは、10月の流行には間に合わず、国産の供給量も1,500万人分程度と見込まれておるようであり、また、医療機関においても診察室や入院ベッドの確保に頭を悩ませておると聞いております。そこでお尋ねをいたします。

市民への感染拡大阻止に向けた啓発活動をどう強化するのか。南丹市での発症数はどれぐらいと推計をしているのか。南丹市の医療機関においてワクチンはどれぐらい確保できる見通しか。医療機関へ府や市は、診療や入院治療に対して、どのように支援、指導をしておるのか。これらをお答えを願いたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（吉田 繁治君） 外田議員の質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、外田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、今回の総選挙につきまして、ご質問をいただきました。

先ほどの議員のご質問にもお答えをいたしたところでございますけれども、私自身この総選挙の結果というのは、まさに国民の民意の結果でございますので、重く受け止めなければならない、このように感じております。また、こういった中で、今、政権交代ということが現実のものになっていくわけでございます。こういった中で、どういうふうな制度、また、予算も含めて、どのように変わっていくのか。これは、まだ政権も誕生いたしておりませんので、明確なものではない、こういったことでございますので、それぞれ情報収集にも努めていかなければなりませんし、また、こういった制度変革に対してどのように市として、地方自治体として対処していくのか、これにつきましては、十分努力をしていかなければならない、このように考えております。ただ、先ほども申しましたように地方自治、これは、そこに住まれる市民の皆様方のための政治を推進するというところでございまして、こういった中で、私も与えられた任期の中で、このことを着実に推進していくことが肝要であるというふうに考えております。今、地方分権等によりまして、それぞれ市の職員、また、私ども理事者の意識の改革もしなければいけませんし、また資質の向上も図っていく、このことは、やはり住民ニーズに的確にとらえる、こういった観点からも大変重要な要素であるというふうに考えております。まさに時代の変革というふうな言葉も言われますが、こういった新しい課題に対しましても、それぞれ市民の皆様方のために、十分な対応ができるように、努力をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

次に、参与制度の問題につきまして、また、支所との体制につきまして、ご質問をいただきました。

これも先ほどの答弁でお答えをいたしたとおりでございます。任期は、本年12月までとなっておりますのでございますし、こういった中で、4年間大変ご尽力を賜ってまいりました参与の方々の今日までのそれぞれのご功績、また、ご尽力に対しまして、心か

ら敬意と感謝を表する次第でございます。ただ、こういった中で来年1月からは、それぞれの支所長、これは、地方自治法上定められております市町村の支所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもって充てる、というふうに定められております。当然、この自治法に基づきまして、支所長は、職員をもって対応していく、こういうことになってくると認識をいたしております。また、こういった体制の中で、先ほど来、申しておりますように、やはり本庁、支所、さらに強い連携のもと、このことをいかに市民ニーズに対応していくか、また市民サービスの向上につなげていくかということが課題でございますので、今、その支所長をはじめとする支所の体制をどのように確定していくのかということは今、検討をいたしておるところでございますので、ご理解を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

次に、新型インフルエンザの課題でございます。

ただいまご質問の中でもございましたように、厚生労働省におきまして、現時点におきましては、ワクチン5、300万人分のワクチンが必要であるというふうにしておるわけでございますが、国内メーカーの生産分は、現時点で1、300万から1、700万人程度までしか供給できない。また、不足分については、海外メーカーと交渉中で、来春までには、6、000万人分を確保したいというふうな意向が示されておるわけでございますけれども、国内メーカーの供給開始も10月下旬以降というふうに聞き及んでおります。優先対象順位につきましても、今、検討が進められておるといふ報道をお聞きしておるわけでございますけれども、まさに今、流行も進んできておるわけでございますので、ワクチンの問題につきましても、国の方針が固まるということを示していただく中で、京都府とも連携をしながら、市民の皆さん方の対応にも努力をしていかなければならないと考えております。今、ご質問の中でもございましたように、そうしたら市内にどれぐらいのワクチンが回ってくるのかということについては、まだ、まったく決められてないというのが実情ですし、また優先順位、また、どの方にやっていただくというのかっていうのは、厚労省のほうで、今、検討を進められておるといふ段階でございますので、現時点におきまして、私からお答えできる要素がないわけでございますけれども、何はともあれ、まさに市民の皆様方の健康のことでございますので、より良き対策が講じられますよう、京都府とも連携を強めながら、努力をしていかなければならないというふうに考えております。

また、市内の患者数はどれぐらいになるのかということでもございますけれども、様々な推測がされておるわけでございますが、国民全体の3分の1に近い方が患者になるんじゃないかというふうな予測までされておる現状でございます。今日までの状況もかんがみながら、こういった対処を関係当局とも連携をしながら、行っていかなければならないというふうに考えております。こういった中で南丹市の体制といたしましては、4月28日に対策会議を設置いたしました。5月16日からは、南丹市新型インフルエンザ対策本部を設置する中で、私を本部長といたしまして、それぞれ対応を協議し、今日

までその状況を継続いたしておる状況でございます。7月末までは、公立南丹病院が発熱外来として診察治療を行っていただいていたわけでございますけれども、京都府と、また、医師会との協議調整が行われる中で、8月1日からは、一般の医療機関でも受診ができるようにという形で、感染が疑われる場合は、かかりつけ医にお電話をさせていただいて、受診していただくというシステムに変わってきておるわけでございます。私どももそれぞれ市民の皆様方に、広報、また、インターネット、CATV等できる限りの手段を使いまして、予防につきまして、また、発症が疑われる場合の対応、また、発症されたときの対応等できる限り早く、また、適切な情報を流してさせていただいておるわけでございますし、本日も、このようなパンフレットを作成いたしまして、できる限り市民の皆さん方に、早急にご覧いただけるような体制にも、努力をいたしておるところでございます。しかしながら、まだ、ワクチンの対策を含めまして、まだまだ確定できてない部分が多々あるわけでございますので、今後とも、京都府や保健所、医師会との連携を図りながら、市民の皆様方に、適切に医療を受けていただき、また予防対策を講じていただく、こういったことにつきましても、市をあげて努力をしていきたいというふうに考えておりますので、今後とものご理解や、また、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、答弁いたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

外田議員。

○議員（16番 外田 誠君） ただいま市長から答弁いただきました。

一つ目の質問につきましては、再質問という形はありませんが、やはり首長としての市民の利益を損なわない判断を今後、求めてまいりたい。いろんところで今までと違う判断をしなければならない場合も出てくるかと思っておりますけれども、市民の利益を損なわないように、よろしくお願いを申し上げたいと、要望とさせていただきます。

参与制度につきましてもありますが、もう1月には、新たな体制を組まなければならないということで、まず、いつまでに結論を出されるつもりか、再度質問させていただきます。

そして、議長のご判断をお願いしたいわけですが、でき得れば参与、3人の参与さん、今後、新たな市の、支所の体制について、どのようにお考えか、少しご発言がいただけたらというふうに考えますので、議長よろしくお願いを申し上げます。

そして、新型インフルエンザにつきましては、正直申し上げて何も決まっておらんのかいなというのが、私の今の答弁の感想でございます。ある一定、報道等々で、まだ国のほうで方向性がきちっとできてないということで、市に大きな責任があるというふうには言えませんが、もう10月には、大変な感染が拡大するということ、警告が発せられておりながら、医療機関も、そして、市においても、とりあえず府ということが一番課題だとも思うのですけれども、方針がきちっと出せていないと。特に、先ほども申しましたとおり、妊婦さんであったり、子どものインフルエンザの脳症であった

り、あるいは病気をお持ちの方であったり、大変な生死に関わる状況も起き得るということでございますので、早急に対応していただかなければならない。あまりにも対応が遅い。この点は、市長云々というよりも、やっぱり上のほう、府なり国のほうへ市当局からも、きちっとその点指摘をしていただいて、できるだけ早い対応をしていただくように要望を出していただきたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

参与制のことについて、議長でき得ましたら、先ほど申しましたとおりの願いがあれば嬉しく思いますし、再度、インフルエンザにつきましては、いつ頃、ある一定の目途がつくのか。ワクチンの数であったり、体制であったりという、いつ頃そのことがはっきりわかるのか、その点だけお聞かせを願いたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、参与さんがご退任になったあとの支所の体制につきまして、骨格につきましては、先ほどご答弁を申し上げたとおりでございます。この体制につきまして、これは、まさに検討を今、いたしておるところでございますし、また、これによって、市民の皆様方の市役所に対する利便性が損なわれるということがないように、今、準備を進めておるところでございます。スムーズな移行ができますように、今、努力をいたしておるところでございますので、今しばらくのお時間をいただきたい、このように考えておるところでございます。

もう1点、インフルエンザ対策につきましては、私どもも京都府に対しまして、今日までも様々な要望をお願いをいたしております。また、京都府におきましても、厚生省に対しまして、様々な情報提供等されておるようにもお聞きしております。私ども大変この4月28日に対策会議を設置してから、まさになかなか情報が来ない、また的確なワクチン予防接種の実施、また、医療体制等につきましての指導、また、こういうふうな形で実施するんだということが、大変遅いというふうな認識を私も持っております。こういった中で、常日頃より京都府、また、保健所とも連携を強めながら、こういうような対応し、また、決まったことはできるだけ早く、この市において実施してきたというふうな自負をいたしております。これから、まさに感染期が拡大するというふうな大変な時期になってくるわけでございますので、今、外田議員さんがご指摘いただいたことも十分踏まえながら、予防の推進、また、もし万一そういうようなことが発生した場合のできる限りの対処、こういうようなことを、さらに努力をしていかなければならないと思っておりますので、ご理解を賜りますように、よろしく願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） ただいまの質問の中に関連があると思いますが、参与からの発言が求められましたので、それぞれの参与さん、発言があれば許します。なければ結構です。

中島参与。

○参与（中島 三夫君） 発言せよということでございます。お答えを申し上げたいと思いますが、参与制度というのは、合併協議の中で、こうした緩やかな合併ということの基本に、17年の12月31日現在、旧町の町長であり、助役であった人が参与として残ると、こういうことになっておったと思います。それが、今も話がありましたように任期は、4年であります。この4年が、今、過ぎようとしておるわけでございますが、1月以降の問題につきましては、今、市長から答弁をいたしましたように、検討されておる最中であります。また、市長の答弁の中で、やはり住民のサービスを落とさない、万全を期していくというような答弁がございましたので、それには、異存が私もないわけでございます。特に私の担当しております美山というのは、この本所から遠距離になっておりますので、住民の皆さんがやはり合併当初、大変不安もあっただろうと思えますけれども、この4年間やっぱりこの南丹市になって、いろんな形でご理解もいただいたし、また、慣れてもいただいた、こういうような状況でございますので、これから、市長、答弁しましたように、住民サービスを落とさないように、総合支所を堅持しながら、これからも進んでいってほしいなど、こんな思いがしておる次第であります。私の考えがそういうことでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、発言があれば。

外田議員。

○議員（16番 外田 誠君） 参与制度につきましては、これは、参与さんも今後のことについて大きな責任があると、私は考えます。市長、あるいは副市長の責任ではなくて、参与さんとして、次の体制をきちっと責任をもって、次ちゃんとする、繋いでいただく、そのためにはどうあるべきかと。私なりに、先ほど午前中にも同僚議員から発言がありましたような体制がどうしても必要であるというのが私の考えでございますので、その点、よろしく参与さんにもお願い申し上げたい。また、市長にも体制づくりに対して、きちっととりまとめられますように、お願い申し上げます。

それからあとは、インフルエンザについてはできるだけ早く対応をしていただきたいし、今回、これだけ遅れたということについて、私も少し国なり、府の対応はどうだったのかというのは、今さらどないにもならんわけですけども、今後の糧として、こういうことが起きないように、もしワクチンが遅くて、あるいは治療の体制が悪くて、南丹市内で、やはりいろんな病気が重くなられる方が出るということも考えられますので、やはりこれは、そうなると、行政にも責任が出てくるのではないかというような危惧も、私は、しておりますので、できるだけご努力を賜りますように、お願い申し上げます。要望としまして。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、外田議員の質問を終わります。

次に、20番、村田憲一議員の発言を許します。

村田議員。

○議員（20番 村田 憲一君） 南風会所属の議席番号20番、村田憲一でございます。

6月議会に引き続いて、質問席に立たせていただきます。6月には、わが田に水を引くようなことを2、3点質問いたしましたところ、市長よりいただいた答弁は、私を含めて14名のお方が質問をされましたが、私に対するお答えが一番的確であったと喜んでいるところです。答弁の中で、秋口には、必ず着工しますということでしたので、間もなく実現されるものと期待をしながら、議長のお許しを得ましたので、今回は、全市に関わるグローバルな質問を行ってまいります。

はじめに、環境問題でございます。太陽光発電について伺ってまいります。

地球の温暖化を緩和するため、太陽光発電システムを南丹市の施設に導入しては。南丹市は地球温暖化対策実行計画を平成20年より、平成24年までの5カ年計画を立てておられます。地球は、太陽からの熱エネルギーで暖められ、暖められた地球からも宇宙間へ熱エネルギーを放出しています。このエネルギーのバランスをとり、地球気温を15℃と私たちを含めた、生物が生きるのに適した環境を保っているのが温室効果ガスだと教えていただいております。この地球温暖化は一つの国だけ、一つの都市だけの問題ではありません。世界的に考え、私たちの住む地球を末永く良い環境を保っていくことが、私たちに課せられたグローバルな課題です。砂漠化の進展、氷原、氷床の減少、海面の上昇、予想もしない生物の変遷と数えればきりがありません。温室効果ガスの排出量は、二酸化炭素排出量にして、換算して求められると聞いておりますが、換算の係数は、電気使用料、キロワットアワー約0.4、また、灯油がキロリットルで2.5、A重油がキロ約、これも2.7、ガソリンが2.3、軽油が2.6、プロパンガスは、立米ですが6.0とあります。こうして比べてみると、電気は、油類やプロパンに比べて6分の1から15分の1ということで、電気を使用することにより、温室化が防げることになります。しかし、その電気を発電するために化石燃料を使用していることも確かです。原子力や水力は、大いに温室効果ガスの搬出を抑制に役立っております。府や国はもとより、わが南丹市にも、地球温暖化対策に向けた取り組みが義務づけられております。それにより、冒頭に申した地球温暖化対策実行計画が策定されているのです。そこで、平成24年までの期限もあることですので、一番温室化ガスを排出しない太陽光発電システムの設置をしていただきたいと思います。南丹市では、それらの調査対象として、総務部で2、企画管理で2、市民部で7、福祉で14、土木建築で10、上下水道で55、3支所で24、教育でなんと53、合計で167施設をあげておられます。せめて市民と福祉を合わせて21施設あるので、大小合わせて6施設と教育の施設で各町1施設、合計で10カ所ぐらいは、太陽光発電システムを設置してほしいと思っておりますが、市長のお考えをお伺いします。

それと関連して、平成20年6月で廃止になった太陽光発電システムに対する、市よ

りの一般家庭向けの補助金の件ですが、これにも力を入れていただきたい。今、国の補助金は、キロワットアワーあたり7万円が補助されております。せめて市でも、キロワットあたり2万円、平成24年まででも補助金を出していただきたい。温室化をくいとめるためにも、市長のご英断をお伺いいたします。

続いて、農林関係の有害鳥獣対策について伺ってまいります。

農家にとって有害鳥獣の被害ぐらいがっかりし、腹の立つことはありません。それは植物とはいえ、自分が愛情を注いで本当に我が子を育むようにして栽培した野菜をはじめ、作物が一夜のうちに食い荒らされてしまうのです。こんなに鹿や猪を憎く思うことは、ほかにはありません。鹿なんか、奈良の公園に行ってみていたらかわいいのに、野生になるとこんなにも変わるのかと思うことばかりです。動物の愛護団体の人たちが今の言葉を聞かれたら、叱られるかも知れませんが、鳥獣被害に遭った者でないとわからないと思います。先日も、南丹地域野生鳥獣広域捕獲協議会なる会が開かれたと報道されておりました。今秋に向けての捕獲計画を決めたとのことでしたが、本年度21年度の計画は市町境をまたぐ山林など、5区域で鹿と猪を駆除することを決めたとありました。昨年は丹波地域での農林関係の被害が、2億5,000万円に達したとのこと。捕獲頭数は、鹿と猪で2,860頭と報道されております。私が調べたところによりますと、南丹市では、捕獲目標の有害鳥獣は鹿の雄雌を合わせて2,780頭、猪が450頭、合わせて3,320頭となっておりますが、その頭数を決定されるのは、行政がされるのか、狩猟者、いわゆる猟友会とかが決められるのか、お伺いをいたします。

また、捕獲した鹿、猪の報償金は鹿が2万円、猪が1万5,000円と聞いているが、他の鳥獣、熊、猿、アライグマ、ヌートリア、カラス、川鶉等には、報償金はつかないのか伺います。

以上、環境問題、太陽光発電関係2点と、農林関係の有害鳥獣関係2点の質問を終わります。市長の前回にも優る答弁をお願いいたしまして、この席からの質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 村田議員の質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、村田憲一議員のご質問にお答えいたします。

まず、地球温暖化の課題につきまして、ご質問をいただきました。

地球温暖化、まさに世界的な課題でもございますし、今、こういった中で私ども南丹市といたしましても、それぞれの施策を大変重要な施策と考えまして、先ほどご質問いただきましたような地球温暖化対策実行計画、この平成19年に策定をする中で、市の事務事業に起因する排出ガス、温暖化効果ガスの削減に取り組んでおるところでございます。こういった中では、施設につきまして、今ご質問いただきましたが、すでに合併前から八木中学校をはじめとする学校施設をはじめとする施設に、導入をいただいております。現在8施設、キロワットでいきますと、合計100kwの太陽光発

電設備が整備済みでございます。こういった中で、今後、他の施設の対応につきましても、導入に向けた検討を進めなければならないというふうには、考えておるところでございます。とりわけ南丹市におきましては、化石燃料からの脱却、また、バイオガス利用、未利用の資源の活用、こういった中でも、この温暖化防止に対する取り組みを進めていかなければならないというふうなことも、今日まで実行いたしてきたわけでございます。こういった中で、今、ご質問にございました太陽光発電につきましての国の補助金の関係でございますけれども、太陽光発電システムの設置につきまして、平成17年度に復旧可能なレベルまで機器が、価格が下がったというようなことで、国の補助金が廃止されております。南丹市におきましても、国の対応もかんがみまして、平成20年5月に補助金を廃止したわけでございますが、その後、洞爺湖サミット、この開催を受けまして、国の補助が復活しました。補助単価も先ほどご質問の中にごございましたが、当初の1kwあたり2万円から7万円に大幅増額された。また、太陽光発電による余剰電力の買い取り価格も2倍にするというようなことになってきておりますし、国の動きとしては、そういうふうな施策をとっておられます。ただ、先ほど申しましたように、地球温暖化の中で、この太陽光発電のみにとられるんじゃなくて、様々なことも市の中で、今、検討をいたしておるところでございますけれども、こういった地球温暖化に対する対応というものを、本年度着手をいたしております環境基本計画策定のための住民の皆様方のアンケート、または、環境審議会でのご意見もお伺いしながら、対応していなければならない、このように考えております。先ほどマニフェストの話もございましたが、新しい政権を担われるとなっております民主党におけるマニフェストが、CO₂が25%削減という大幅な数字も出されておるわけでございますので、今後、この面につきましては、様々な施策が盛り込まれるというふうに思っておりますので、そういった国の動向も踏まえながら、市として、どのようなことが実行できるのか、この点についても、十分な検討を踏まえ、対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、有害鳥獣の問題でございます。

これは毎議会でご指摘を受け、また、南丹市における農林業、農林水産業も含めて、大変大きな課題であるというふうに私も認識をいたしておりますし、市といたしましても、この農林水産物の被害の防止のために努力をいたしております。そういった中で南丹市有害鳥獣捕獲計画を策定し、その計画に基づきまして、捕獲を実施いたしておるところでございます。この捕獲計画数等の設定につきましては、京都府が作成されております第10次の鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画に基づきまして、年度当初に当該年度におけます猟友会の捕獲班として従事いただく捕獲者の名簿、また、捕獲計画予定頭数を各支部の猟友会より、ご報告をいただいております。この計画につきましては、旧町ごとの実態にそくしたものとすべく、南丹市猟友会の皆さん方と調整を、確認を行っております。

ご質問をいただきました頭数の決定でございますけれども、この捕獲計画に基づきまして関係団体、猟友会さん、また、森林組合、農業団体、市議会の皆さん方や農業委員会、緑の指導員の皆さん、漁業組合の皆さん、そして、京都府、京都市で構成いたしております南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会、ここにおきまして最終決定を行っていたいておりますのでございます。

なお、捕獲につきましての報奨金につきましては、鹿が、先ほどご質問にもございましたように報奨金1頭あたり2万円、猪が1万5,000円、猿が3万円、アライグマ、ヌートリア5,000円、サギ、川鶉4,000円等々、それぞれの鳥獣につきましても規定をしております。これにつきましては、報奨金の交付対象となりますのは、南丹市内で有害鳥獣捕獲を目的とした鳥獣捕獲許可に基づき捕獲した鳥獣に対して、この報奨金交付要綱により、予算の範囲内で報奨金を交付させていただいておりますというのが実態でございますので、ご理解を賜りますようお願いいたしまして、答弁いたします。

○議長（吉田 繁治君） 村田議員。

○議員（20番 村田 憲一君） 一つと言いますか、環境問題のみ、第2質問ということでさせていただきたいと思いますが、先ほども申したとおり、地球温暖化対策実行計画というものを立てておられる、そこに計画の目的というところがございます。皆さんもお持ちやと思うのですが、計画の目的というところをちょっと線引きしましたので、読み上げさせていただきますが、本計画は、地球温暖化対策推進第21条及び京都議定書目標達成計画に基づき、南丹市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取り組みを、自主的かつ積極的に行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします、いうように書いてもらっておりますので、今も市長の答弁にありましたように全体的に考えて、今、すでに小学校をはじめとする8施設ですかに、設けておると、太陽光を。しかしながら、この一番公害の少ないと言いますか、太陽光発電をやっていたかなければ、この目的とするとしてうたってある。先ほどの答弁のように、今、ひっくるめて考えてというのでは、ただのこの計画書が空念仏になってはしまわないかと案じておるところでございますが、どちらか補助金をもう一度と。たとえ幾ばくかでもおっしゃるか、こういう南丹市の施設に、もう、そしたら十は、いかいでも五つぐらいは、ということがあるのか、それだけをお聞きをさせていただきます。

これで終わります。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） まさに、この南丹市地球温暖化対策実行計画、これはとりわけ、やっぱり市民の皆さん方から模範となるような、市としても事務事業、市が行っている事務事業に対して、温暖化の防止、削減を進めなければならないという目的をもってやっております。ただいま村田議員のご質問にもございましたように、太陽光発電と、まさに今、大変注目をされておりますし、国のほうも積極的な施策をさせていただいてお

ります。ただ、こういった中で、やはり太陽光だけに止まるわけじゃなくて、他の分野における、それぞれのバイオガスというふうなこともありますし、それぞれ削減に目的にしたこと、それぞれ設備との兼ね合いもございます。こういった中で、この温暖化施策を、積極的に推し進めていかなければならないということは事実でございますので、ここでまず、その対応につきましては、それぞれ検討しながら、導入に向けての検討を進めていかなければならないという、現時点での答弁としてはこのようなことではございますが、そういうこと意識を持って、取り組んでおることをご理解いただきたいと思います。

ただ、補助金の問題につきましては、今日までの先ほど申しました経過もでございます。こういった中で、国の補助施策に対して、プラスするのがいいのか、もしくはまた、別途の方途で、違う国が補助をしていただかないものをこちらが考えていくのがいいのか、こういったことは、なかなか難しい問題でもございます。こういったことも踏まえて、この温暖化施策をどう進めていくのかということ、先ほどの答弁でも申しましたように、住民の皆さん方のアンケートもとっておりますし、また、環境審議会でのご意見も踏まえながら、十分な検討をしていきたいというふうに思っておりますし、やはり、そういったことを早急に実施できるような体制づくりも、進めていかなければならないと思っておりますので、ご理解や、また、今後とものご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、村田議員の質問は、終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後2時15分といたします。

午後2時00分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長（吉田 繁治君） それでは、休憩をとき、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、23番、八木眞議員の発言を許します。

八木議員。

○議員（23番 八木 眞君） 議席番号23番、八木眞。一般質問をさせていただきます。先般、行われました衆議院議員選挙において、長年続いてきた自民党政権に代わり、民主党政権が誕生することになりました。この選挙の結果は、小選挙区制度の問題もありますが、これほどドラスチックに大きく変わるということになるろうとは、とても想像できませんでした。多くの価値観が変わりつつあるのかなど、このように思う中、この選挙期間中、市長は、特定候補の応援をされてきたようでございますが、普通、多くの市民代表である市長は、特定候補をあきらかにするようなことを控えるのが、普通であります。しかしながら、何か特定の理由なり、目的があつてのことでしたか、お尋ねをいたします。

このたびの民主党政権に代わることにより、そのマニフェストから地方自治体には、

多くの変化、影響をうけると、このように思います。過去、事業推進において特殊、特異的な発展の仕方をしてきた南丹市の財政は、これから国からの交付金、交付税、補助金等が大きく変わるのではないかと推測されるわけですが、それに対してどのように対応されようとしておられるのか、お尋ねをいたします。

また、この時期に、南丹市20年度決算をこの9月議会から審議をするわけですが、出された財政健全化判断比率算定資料には、実質公債費比率19.7、経常収支比率95.8、財政力指数0.38、それぞれ大きく悪化しております。このような状況のもとに、平成22年度の予算を立てることができるのでしょうか。また、21年度当初事業計画はどれくらい進捗しているのか、一応の進捗状況は出ておりますが、市長自身がお考えになってきた、まちづくりは進んでいるのかどうか、お尋ねをいたします。

国では、次期政権が前政権が5月に成立させた14兆円の補正予算を凍結するというニュースが流れております。南丹市も、もうすでに補正に組み込んでおり、実際に契約をし、事業も進んでいるのかと思いますが、このような事業がどういう状態になっていくのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。もし、このことがストップするようなことがあれば、業者との契約不履行、それを期待した市民の気持ち、全部を裏切る結果になるのではないかと、このように思うところであり、また、このことにより、教育設備にまわされておりました耐震化計画等も、大きく変わるのではないだろうか、このように思うところがございます。学校教育におきましては、この耐震化計画は、当然やるべきところではありますが、しかしながら、今後、少子化が進むと、学校統合・合併等々の問題も起きる中で、どのような考えのもとに、この耐震化計画を進められているのか。それに使われた予算が無駄になるようなことはないのかどうか、お尋ねいたします。

次に、都市計画内の中で大規模な工事が、園部の駅から見えるわけですが、これは何の工事かお尋ねします。目的、規模、許認可、地元説明・了解等々についてお尋ねいたします。

この建築は、多分、建築専門学校の工事と認識しておりますが、この学校は全国から多くの生徒を呼び込み、当初、下宿先として園部町内に多くのアパートが建設され、住まいをされていたように思いますが、現在は、学校の直接、寮があり、それに住むことにより、民間アパートの空き家が50%以上、空いているということをお聞きします。経営的にも苦しい状況が続いておりますが、このようなことについて、どのようなお考えを持っておられるか、お尋ねいたします。

また、同じ地域にある都市計画内にある小山東町の区画整理事業は、十数年前から着工され、ほぼ完成されましたが、しかし、完売できなかった用地を地元要望のもとに南丹市が買い取り、お願いが出ておりますが、予算計上はどのような目的でされたのか、如何なものか。ただいま、大きい資料が今日、出ましたので、読まさせていただきますが、一つの事業を民間でやったあと、どういう事情があらうと、行政があと、責任を持たねばならないという理由はない。あえて、それをするとところにどういう経緯、どういう考え方があるの

か、お聞きいたします。

まずは、これだけを質問させていただきます。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田 繁治君） 八木議員の質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 八木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、衆議院選挙における対応につきましてのご質問をいただきました。

私自身、小選挙区制における特定候補の応援をいたしました。和自身の政治心情、そして、今、南丹市が抱える諸問題の中で、この南丹市を含めて京都府第4区から選出する衆議院議員、この人物につきましては、この特定候補が一番最良であろうと、このことが今後の南丹市の発展についても、大きな効果を及ぼす、こういった観点をもって、私の政治信念に基づきまして、特定候補を応援をさせていただいたところでございます。こういった中で、新しい政権が誕生しようとしています。こういった中で、今、様々な報道の中で、今日まで既決予算につきましての凍結とか、また、未執行の部分については、凍結するとか、様々な報道がなされております。ただいま、ご質問の中でございましたように、当然、緊急対策として市の補正に組み込んだ部分もありますし、今後、これは、緊急対策でございますので、今年度中を目途として、執行していくという意気込みの中で、私どもとしましても、関連事業も含めまして取り組んでおる事業でございます。既決予算でございますので、まさに安心して、このことを早期に執行するというのが、私たちの責務であるというふうに考えて、今回の審議をお願いします補正予算の中にも組み込んでおります。これが凍結ということになりますと、誠に困難な問題が生じるわけでございまして、大変憂慮をいたしておるわけでございますけれども、ただ、これも、まだ新政権も発足いたしておりません。こういった中で新政権が発足したあと、また、10月に補正予算の審議が行われるということでございますので、こういったところの推移を十分に見守りながら、市としての対処を行っていなければならない、このように考えておりますので、現時点でのご理解を賜りますように、お願いを申し上げる次第でございます。

また、20年度決算及びその財政状況におきましてのご質問をいただきました。

21年度予算につきましては、これまでの補正予算において、先ほども申しましたように、国の生活対策及び経済危機対策、これに歩調を合わせる中でも、9月補正においても補助金内示があったものなどを中心に計上いたしております。あくまでも地域活性化対策を念頭におきながら、一部、次年度以降の事業も前倒しをした積極的な予算編成を行っておるところでございます。

また、20年度決算に基づく財政状況でございますが、先ほどご質問の中でもご指摘いただきましたように、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準は、下回っております。こういった中での同法に基づく財政健全化計画の策定は、不要というふうな状況になっております。しかしながら、実質公債

費比率の3カ年の平均が、ご指摘のように19.7%となっております。これは、地方債協議制度における許可が必要となります基準を超えておりますために、公債費負担適正化計画を策定する必要があるわけでございます。今後、計画的に地方債の発行額を抑制することにしていかなければならないと思っております。こういった中で、22年度の当初予算につきましては、当然、私の任期が控えておりますので、骨格予算とならざるを得ないわけございまして、具体的な編成方針は、出せないというふうに考えております。しかしながら、先ほど申しましたように、地方債の発行額の抑制は、第一に考えることは、不可欠であるというふうに考えておりますので、こういった基本的な事項については、徹底していかなければならないというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りますように、お願いを申し上げます。

こういった中で、今年度のまちづくり施策につきまして、市長自身は、どのような進捗率だというふうに考えておるか、という質問でございましたが、今日まで当初予算に掲げた部分につきましては、順調に推移しておるというふうには、考えております。ただ、先ほども申しましたように、それぞれ緊急対策、生活対策の中でそれぞれの事業も持ち、緊急対策として組み入れておるわけでございますので、これのトータルからすれば、大変、現時点におきましては、厳しい状況の中で年度内執行を心がけていかなければならないというふうに考えております。様々な先ほど申し上げたような課題はあるわけでございますけれども、現時点におきましては、やはりそれぞれ既決いただいた予算の速やかな執行、また、今議会において補正をお願いしております、それぞれの事業につきまして、速やかに実施していく、こういった決意をいたしておりますので、ご理解やご協力を賜りますように、お願いを申し上げます。

また、そういった中で学校教育施設の耐震化施策につきましてのご質問もいただきましたが、これも当然、国の施策として、緊急対策に取り組んでおるわけでございますので、私どもといたしましては、当然、この組み入れられました予算、既決予算の速やかな執行に取り組んでいく、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この施設整備の教育施設の整備の関係でございますので、その他の状況につきましては、教育長から答弁をしていただきます。

また、二本松学院におけます市街化区域における開発行為につきまして、建築物の建築を目的とした土地区画計画形質の変更でございまして、開発区域の面積が500㎡以上のときに、都市計画法上の開発許可申請の対象となり、また、面積が300㎡以上、計画戸数3戸以上のときに、南丹市開発行為等の基準及び手続きに関する条例の対象となります。今回の事案につきましては、面積が7万㎡でありまして、都市計画法並びに条例の許可対象になりまして、道路構造、排水計画、法面の安全性等につきまして、この法令等の基準を遵守していただいております。そういった中で許可等が行われており、開発計画上の問題はございません。また、学生寮につきましても、都市計画法の用途及び建築基準法の構

造等法令の基準に合致したものとなっており、問題はないというふうに認識をいたしております。

こういった中で、今、ご質問にございました小山東町区における土地区画整理事業でございますけれども、この開発計画、昭和54年に提示をされました京都府住宅供給公社の団地開発計画案から、昭和63年に建設省より指定を受けました生涯学習の村まで、いくつかの整備構想、また、整備計画を進め上げてまいりましたが、その開発計画につきまして、旧園部町が開発を進める計画をいたしておりました。こういった中で、行政の財政負担を軽減する手法としての組合施工による区画整理事業に変更されたものでございまして、組合としても保留地の販売に努力されてまいりましたが、現在、保留地が残っている状況がございます。こういった中で、市といたしましても、小山東町区における土地区画整理事業は、旧園部町のまちづくりの基幹事業としての位置づけで実施されたものでございまして、現在、保留地が残っているということは、旧町のまちづくりの上での大きな課題にもなっております。この課題を南丹市としても整理するために、今議会において、補正予算を上程させていただいております。

どうぞ、ご理解を賜りますように、お願いを申し上げます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 八木議員のご質問にお答えをいたします。

学校耐震化についてであります。学校耐震化改修につきましては、今までの答弁でも述べてきたところでありますが、昭和56年以前に建築された幼稚園1棟、小学校22棟、中学校9棟、計32棟の耐震診断及び耐力度調査を実施し、要補強と診断された25棟、要改築と診断された2棟について、学校規模や児童・生徒数、また、経過年数、災害時の避難場所としての位置づけも勘案した順位づけの検討のもとで、順次、耐震補強工事及び改築工事を進めているところであります。今回の補正で八木小学校校舎3棟、殿田中学校校舎2棟、美山中学校体育館1棟を計上させていただいたところです。この耐震補強が完了しますと、要補強とされた学校施設の40%の改修が完了することになります。また、大規模な地震に対して、倒壊や崩壊の危険性の高いとされるIS値0.3以下の施設については、100%完了することとなります。なお、IS値0.3以下の公立小中学校等の耐震改修については、地震対策特別措置法改正により、平成20年度から平成22年度末まで、国庫補助金のかさ上げ支援措置がされており、有利な条件のもと、計画どおり耐震改修が進められてきたところであり、今後も引き続き、耐震補強工事を進めていく計画であります。

先ほども述べましたように、安心・安全の確保のため、IS値が0.3以下の施設について、優先的に補強していたところではあります。五ヶ荘の統合なり、あるいは殿田小学校の改築を保護者、地域の皆さん方のご意見、ご理解や、あるいは関係者のご理解のも

とで進めさせていただいてきたところではありますが、次の段階として、学校現状において、適正規模・適正配置も関連して、施設の充実について考えていくべきときにきているところだと思っておるところであります。

また、複々式学級を、あるいは複々式学級を抱える学校が増えていく、そういう状況の中で少子化も進む、その現状を踏まえながら、保護者の方から意見を聞く場を持ちながら、施設の充実についても進めてまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

八木議員。

○議員（23番 八木 眞君） 今、市長、教育長のお話を聞いていて、本当に楽観的な、このような思いであります。なぜなら、今、時代は、真に大きく変わろうとしているわけです。いわゆる自由競争社会から友愛の社会、お互いを助け合う、人間を大切にする、お金がなくても、そういうことをやっていかねばならない社会づくりになってしまったわけです。このことの重さは、例えば、民主党のマニフェストがどのようなことを書いているかと申しますと、F T A実施となると、南丹市の農業はどうなるんだろう、自由競争ですよ、これ。また、高速道路が無料化になると、南丹市の交通網はどうなるんだろう。特に、南丹市が佐々木市長、一番最初のときから一生懸命力を入れてこられた子育て支援、それ以上に大きく変わろうとしているわけです。小・中学生、月額2万6,000円、年間31万2,000円、こういう施策がとられようとするわけでございます。雇用の最低賃金は、時間あたり1,000円以上にすべきであると。これで中小企業、零細企業が成り立っていくのでしょうか。南丹市にある工場は、企業は、ほとんど中小・零細企業であります。私は聞いていて、あまりにも楽観的であるので、市長がおっしゃいました、私は、来年の4月までですので、骨格予算を組んだら、それでもう終わりと、そのように聞こえるようでした。お辞めになるんかいなど、私は思いました。決して、そんなことはないだろう、このように思うわけですけれども、やはりそのとき、そのとき、時代が大きく変わるときには、指導者というものは、瞬時に動かなければならない。そして、その時々で推測し、判断をしていく能力がなければなりません。時を失うことが大変なことになると、住民の幸せがどこかへ吹っ飛んでいってしまうことになる。私は、過去、多くの指導者たちから、いろんな本を読んで聞いており、学んでおります。このことについても、もう一度、市長のこれほど切羽詰まった大きく時代が変わる時期での、市長の確固たる姿勢を示していただきたい。そのことが、ああ今度新しい政権になったから、私たちの生活はどうなるんだろう。非常に今、市民は、心配しております。そのことについて確固たる信念を市長は、述べていただきたい、このように思うところでございます。

財政につきましても多くの分析をし、また、先ほど来、いろんな方が述べられておりますので、心配して、心配して当然のことであり、これ国の予算が変わってきたら、大

きく変わるんです。価値観が違うんです。今まで私たちが50年間累々としてやってきた自民党政権とは、まったく違った形ができてくると。やはり、このことは、自治体にも及んでくると、このように思います。

以上で、私の2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいま、八木議員がご質問の中で申されました、まさに政権交代という中で、新たなる民主党のマニフェストを中心としたものに基づきまして、この選挙が行われたわけでございます。そして、来週早々、新しい政権が誕生するというふうな形になっておるわけでございますし、当然、政権が交代したわけでございますし、また、マニフェストで示されておるような各種の施策が実行に移されようとするわけでございますけれども、こういった中で十分、南丹市としても、市民の皆様方のためになる行政というものを念頭において、やっぱり申すべきことは、申し上げなければいけませんし、また、お願いすることは、お願いしていかなければならない。当然、国と府と市という、この行政というつながりがあるわけでございますので、こういった視点に立って努力をしていかなければならない、こういった点も考えなければいけないというふうに思っております。今、様々な課題と言いますか、問題点もご質問の中でご指摘いただきました。まさに厳しい、この現状の中で、様々な施策について、この情報収集も含めて、市民の皆様方のために対処できるような、適切な対処をできるように努力をいたしてまいりたいと、このように考えております。

先ほどのご質問の中で、次年度の22年度予算につきましては、当然、私の任期が来年4月までとなっておりますので、こういった中での提案する来年度予算につきましては、骨格予算、こういう形にならざるを得ないというのが、私に与えられた任期ということから、現時点におきましては、このようなことを申すことしかないわけでございますが、先ほど申しましたように、しかし、将来にわたっての南丹市を考える上で、この財政状況、この辺を十分踏まえた上での、今後のまちづくりを進めていかなければならないということは、さらにその気持ちを、今、強くいたしておるところでございますので、ご指導を賜りながら努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 八木議員。

○議員（23番 八木 眞君） 一言お願いいたします。世の中の価値観が大きく変わる。今までの国、府、そして市政、これではないんです。市長自らが、私は、こういうまちづくりをしたいんだ、このことから始まる。私は、みんなをこういう具合にして幸せにしていこう、みんなの意見をこのようにして集約していこう、このことから始まる社会が来るのではないのでしょうか。まったく価値観の違う時代が来ると。今までのアメリカ型の金銭を追う、お金を追う社会から、自分たちの幸せは、何だろう、このようなこと

から始まる社会がきっと来る。このことに対して、環境もしかり、すべての私たちの住環境もしかり、いろいろ変わると。このように価値観が変わっていくことについて、私は、述べておきたい。そのことによって、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、八木議員の質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 本日の会議は、この程度といたします。

明日、9月9日午前10時より再開して、一般質問を続けます。

本日は、これにて散会をいたします。

ご苦労さんでした。

午後2時45分散会
